

(別紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和3年12月21日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～第2 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p>(1～2 省略)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(第1表の付表2)</p> <p>2-2-1 <u>旧</u>相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書(第1表の付表3)</p> <p>2-3 <u>令和3年</u>分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 省略)</p> <p>2-5 <u>令和3年</u>分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p>(2-6～7-11 省略)</p> <p><u>8</u> 取得した不動産に係る不動産番号等の明細書(相続税・贈与税用)</p> <p><u>9</u> <u>令和3年</u>分贈与税の修正申告書(第3表)</p> <p>9-1 同(控用)</p> <p>9-2 <u>令和3年</u>分贈与税の修正申告書(第3表)(別表の付表)</p> <p>9-3 同(控用)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11～28 省略)</p> <p style="text-align: center;">第4 譲渡所得関係</p> <p>(1～55 省略)</p> <p><u>56</u> <u>譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書</u></p> <p>(第5～11 省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和3年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～第2 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈与税関係</p> <p>(1～2 同左)</p> <p>2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(<u>令和2年分</u>) (第1表の付表1)</p> <p>2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(<u>令和2年分</u>) (第1表の付表2)</p> <p>2-2-1 <u>相続税法</u>第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書(第1表の付表3)</p> <p>2-3 <u>令和2年</u>分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 同左)</p> <p>2-5 <u>令和2年</u>分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p>(2-6～7-11 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>8</u> <u>令和2年</u>分贈与税の修正申告書(第3表)</p> <p>9 同(控用)</p> <p>9-1 <u>令和2年</u>分贈与税の修正申告書(第3表)(別表の付表)</p> <p>9-2 同(控用)</p> <p><u>10</u> <u>住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書</u></p> <p>(11～28 同左)</p> <p style="text-align: center;">第4 譲渡所得関係</p> <p>(1～55 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(第5～11 同左)</p>

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに変更する。

様 式
1-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）

第3 《贈与税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに変更する。

様 式
1 令和 年分贈与税の申告書（第1表）
2 同（控用）
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（第1表の付表1）
2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（第1表の付表2）
2-2-1 旧相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書（第1表の付表3）
2-3 令和3年分贈与税の申告書（第1表の2）
2-4 同（控用）
2-5 令和3年分贈与税の申告書（第1表の3）
2-6 同（控用）
3 令和 年分贈与税の申告書（第2表）
4 同（控用）
7-2 同（別表）
7-2-2 同（別表）
7-2-4 同（別表）
7-2-6 同（別表）
7-3 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）
8 取得した不動産に係る不動産番号等の明細書（相続税・贈与税用）
9 令和3年分贈与税の修正申告書（第3表）
9-1 同（控用）
9-2 令和3年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）
9-3 同（控用）
10 住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
1 買換（代替）資産の明細書
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書
7 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表）〔総合譲渡用〕
10-7 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（平成27年1月1日以後相続開始用）
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書
17 優良住宅地造成等事業に係る確約書
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書
20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】
22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）
27 特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書
28 株式の異動明細書
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5用】
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5用】
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）《確定申告書付表》【租税特別措置法第41条の5の2用】
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】
34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書
43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）
46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）
56 譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
4 贈与税の納税猶予の継続届出書
4-1 相続税の納税猶予の継続届出書
78 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

94-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙

105-1 特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

第10 《更正の請求関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに変更する。

様 式

5-1 同（次 葉）（贈与税一付表2）

5-2 同（次 葉）（贈与税一付表3）

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」とおとり改める。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>氏名又は 名 称 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">(通知用)</p> <p style="text-align: center;">加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)</p> <p>あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税 通則法に基づく計算」欄(①及び⑧)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前の額</th> <th>後の額</th> <th>隠ぺい又は 仮装部分の額</th> <th>隠ぺい又は仮装事由 以外の事由に基づいて更正決定等 があったとした場合の額</th> <th>非正当事由 部分の額</th> <th>正当な事由があると 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税価格等の 計算各人の合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得財産の価額(注1) ①</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>※</td> <td>円</td> <td>※</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>債務控除額 ②</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税価格(①-②+③) ④</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td></td> <td>円</td> <td>,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税の総額 ⑤</td> <td>00</td> <td>00</td> <td></td> <td></td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>あなた の課 税 相 続 税 額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取得財産の価額(注1) ⑥</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>債務控除額 ⑦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td></td> <td>円</td> <td>,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額 ⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第18条の規定 による加算額 ⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格別控除額 ⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引税額 ⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分 税額控除額 ⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬-⑭-⑮ ⑯</td> <td>00</td> <td>00</td> <td></td> <td></td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>増差税額 ⑰</td> <td></td> <td>⑰(ロ-イ) 円</td> <td>(⑰-⑯) 円</td> <td>⑰(ハ-イ) 円</td> <td>(⑰-⑯) 円</td> <td>⑰(ニ-イ) 円</td> </tr> <tr> <td>加算税の基礎 となる税額 ⑱</td> <td></td> <td></td> <td>重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000</td> <td>過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取寄せたかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたが正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑰-⑯)」とあるのは「(⑰-⑯)」として計算しています。</p> <p style="text-align: center;">()枚のうち()枚目 (資3-13-2-A4統一) (※3.12)</p>		A	B	C	D	E	F		前の額	後の額	隠ぺい又は 仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由 以外の事由に基づいて更正決定等 があったとした場合の額	非正当事由 部分の額	正当な事由があると 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額	課税価格等の 計算各人の合計							取得財産の価額(注1) ①	円	円	※	円	※	円	債務控除額 ②			※		※		純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※		課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円	,000	円	相続税の総額 ⑤	00	00			00	00	あなた の課 税 相 続 税 額	円	円	円	円	円	円	取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円	債務控除額 ⑦							純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧							課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円	,000	円	相続税額 ⑩							法第18条の規定 による加算額 ⑪							格別控除額 ⑫							差引税額 ⑬							相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00	医療法人持分 税額控除額 ⑮							⑬-⑭-⑮ ⑯	00	00			00	00	増差税額 ⑰		⑰(ロ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ハ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ニ-イ) 円	加算税の基礎 となる税額 ⑱			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000			<p>氏名又は 名 称 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">(通知用)</p> <p style="text-align: center;">加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)</p> <p>あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税 通則法に基づく計算」欄(①及び⑧)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> </tr> <tr> <th></th> <th>前の額</th> <th>後の額</th> <th>隠ぺい又は 仮装部分の額</th> <th>隠ぺい又は仮装事由 以外の事由に基づいて更正決定等 があったとした場合の額</th> <th>非正当事由 部分の額</th> <th>正当な事由があると 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税価格等の 計算各人の合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>取得財産の価額(注1) ①</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>※</td> <td>円</td> <td>※</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>債務控除額 ②</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税価格(①-②+③) ④</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td></td> <td>円</td> <td>,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税の総額 ⑤</td> <td>00</td> <td>00</td> <td></td> <td></td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>あなた の課 税 相 続 税 額</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取得財産の価額(注1) ⑥</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>債務控除額 ⑦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨</td> <td>,000</td> <td>,000</td> <td></td> <td>円</td> <td>,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>相続税額 ⑩</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第18条の規定 による加算額 ⑪</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格別控除額 ⑫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引税額 ⑬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>医療法人持分 税額控除額 ⑮</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬-⑭-⑮ ⑯</td> <td>00</td> <td>00</td> <td></td> <td></td> <td>00</td> <td>00</td> </tr> <tr> <td>増差税額 ⑰</td> <td></td> <td>⑰(ロ-イ) 円</td> <td>(⑰-⑯) 円</td> <td>⑰(ハ-イ) 円</td> <td>(⑰-⑯) 円</td> <td>⑰(ニ-イ) 円</td> </tr> <tr> <td>加算税の基礎 となる税額 ⑱</td> <td></td> <td></td> <td>重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000</td> <td>過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取寄せたかどうかにかかわらず、あなたが隠ぺい又は仮装した財産等及びあなたが正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の価額等の金額を記載しています。 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑰-⑯)」とあるのは「(⑰-⑯)」として計算しています。</p> <p style="text-align: center;">()枚のうち()枚目 (資3-13-2-A4統一) (※2.12)</p>		A	B	C	D	E	F		前の額	後の額	隠ぺい又は 仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由 以外の事由に基づいて更正決定等 があったとした場合の額	非正当事由 部分の額	正当な事由があると 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額	課税価格等の 計算各人の合計							取得財産の価額(注1) ①	円	円	※	円	※	円	債務控除額 ②			※		※		純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※		課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円	,000	円	相続税の総額 ⑤	00	00			00	00	あなた の課 税 相 続 税 額	円	円	円	円	円	円	取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円	債務控除額 ⑦							純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧							課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円	,000	円	相続税額 ⑩							法第18条の規定 による加算額 ⑪							格別控除額 ⑫							差引税額 ⑬							相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00	医療法人持分 税額控除額 ⑮							⑬-⑭-⑮ ⑯	00	00			00	00	増差税額 ⑰		⑰(ロ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ハ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ニ-イ) 円	加算税の基礎 となる税額 ⑱			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000		
	A	B	C	D	E	F																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	前の額	後の額	隠ぺい又は 仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由 以外の事由に基づいて更正決定等 があったとした場合の額	非正当事由 部分の額	正当な事由があると 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
課税価格等の 計算各人の合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
取得財産の価額(注1) ①	円	円	※	円	※	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
債務控除額 ②			※		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円	,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
相続税の総額 ⑤	00	00			00	00																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
あなた の課 税 相 続 税 額	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
債務控除額 ⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円	,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
相続税額 ⑩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
法第18条の規定 による加算額 ⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
格別控除額 ⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
差引税額 ⑬																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
医療法人持分 税額控除額 ⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑬-⑭-⑮ ⑯	00	00			00	00																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
増差税額 ⑰		⑰(ロ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ハ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ニ-イ) 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
加算税の基礎 となる税額 ⑱			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	A	B	C	D	E	F																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	前の額	後の額	隠ぺい又は 仮装部分の額	隠ぺい又は仮装事由 以外の事由に基づいて更正決定等 があったとした場合の額	非正当事由 部分の額	正当な事由があると 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
課税価格等の 計算各人の合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
取得財産の価額(注1) ①	円	円	※	円	※	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
債務控除額 ②			※		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ③			※		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
課税価格(①-②+③) ④	,000	,000		円	,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
相続税の総額 ⑤	00	00			00	00																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
あなた の課 税 相 続 税 額	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
債務控除額 ⑦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
課税価格(⑥-⑦+⑧) ⑨	,000	,000		円	,000	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
相続税額 ⑩																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
法第18条の規定 による加算額 ⑪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
格別控除額 ⑫																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
差引税額 ⑬																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	00	00	00	00	00	00																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
医療法人持分 税額控除額 ⑮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
⑬-⑭-⑮ ⑯	00	00			00	00																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
増差税額 ⑰		⑰(ロ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ハ-イ) 円	(⑰-⑯) 円	⑰(ニ-イ) 円																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
加算税の基礎 となる税額 ⑱			重加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000	過少(無)申告加算税分 (1万円未満の端数切捨て) 円 0,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

改正後

改正前

令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)の計算明細書

令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額)の計算明細書

住所、フリガナ、氏名、個人番号又は法人番号、生年月日、職業

住所、フリガナ、氏名、個人番号又は法人番号、生年月日、職業

第一表 (令和3年分以降用)

第一表 (令和2年分以降用)

Table with columns for recipient details, gift type (特例贈与, 一般贈与), and value (課税価格). Includes a '特別贈与' section.

Table with columns for recipient details, gift type (特例贈与, 一般贈与), and value (課税価格). Includes a '特別贈与' section.

Summary table (合計欄) for the 'After' version, showing calculations for total taxable value, tax credits, and final tax payable.

Summary table (合計欄) for the 'Before' version, showing calculations for total taxable value, tax credits, and final tax payable.

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有

(表5-10-1-2-A4統一)(令3.10)

(表5-10-1-2-A4統一)(令3.3)

贈与税の計算方法等については申告書第1表控用紙裏面に記載してあります。

贈与税の計算方法等については申告書第1表控用紙裏面に記載してあります。

改正後

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)...

Table with 4 columns: Item, Label, Amount, Example. Includes '特例贈与財産の価額の合計額', '基礎控除額', '控除後の課税価格', 'Dに対する税額'.

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合... 特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

【速算表(特例贈与財産用)】

Table with 10 columns: 基礎控除後の課税価格, 特例税率, 控除額(特例税率). Rows for 2,000, 4,000, 6,000, 10,000, 15,000, 30,000, 45,000, 45,000千円超.

<ご注意ください> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)...

Table with 4 columns: Item, Label, Amount, Example. Includes '一般贈与財産の価額の合計額', '配偶者控除額', '基礎控除額', 'Dに対する税額'.

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)... 一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

【速算表(一般贈与財産用)】

Table with 10 columns: 基礎控除後の課税価格, 一般税率, 控除額(一般税率). Rows for 2,000, 3,000, 4,000, 6,000, 10,000, 15,000, 30,000, 30,000千円超.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 4 columns: Item, Label, Amount, Example. Includes '特例贈与財産の価額の合計額', '一般贈与財産の価額の合計額', '配偶者控除額', '暦年課税分の課税価格の合計額', '基礎控除額', 'Dに対する税額'.

(例) 特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合... (1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及び配偶者の計算... (2) 一般贈与財産に対応する税額(H)及び配偶者の計算... (3) 贈与税額の計算(総額の計算)...

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)...

Table with 4 columns: Item, Label, Amount, Example. Includes '特例贈与財産の価額の合計額', '基礎控除額', '控除後の課税価格', 'Dに対する税額'.

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合... 特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

【速算表(特例贈与財産用)】

Table with 10 columns: 基礎控除後の課税価格, 特例税率, 控除額(特例税率). Rows for 2,000, 4,000, 6,000, 10,000, 15,000, 30,000, 45,000, 45,000千円超.

<ご注意ください> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)...

Table with 4 columns: Item, Label, Amount, Example. Includes '一般贈与財産の価額の合計額', '配偶者控除額', '基礎控除額', 'Dに対する税額'.

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合(配偶者控除10,000,000円を適用する場合)... 一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

【速算表(一般贈与財産用)】

Table with 10 columns: 基礎控除後の課税価格, 一般税率, 控除額(一般税率). Rows for 2,000, 3,000, 4,000, 6,000, 10,000, 15,000, 30,000, 30,000千円超.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 4 columns: Item, Label, Amount, Example. Includes '特例贈与財産の価額の合計額', '一般贈与財産の価額の合計額', '配偶者控除額', '暦年課税分の課税価格の合計額', '基礎控除額', 'Dに対する税額'.

(例) 特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を取得した場合... (1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及び配偶者の計算... (2) 一般贈与財産に対応する税額(H)及び配偶者の計算... (3) 贈与税額の計算(総額の計算)...

改正後

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額(表面③欄の金額)		法人税及び事業税等の額となる価額の計算				⑦ ⑥の価額に基づく法人税の額			
		② 信託に関する権利の価額の合計額(表面①欄の金額)		③ ②の価額に基づく事業税の額		④ ③の金額に基づく特別法人事業税の額		⑤ 法人税及び事業税等の額となる価額(②-③-④)	
円		円		円		円		円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑥ ⑥の金額に基づく道府県民税の額		⑤ ⑥の金額に基づく市町村民税の額		④ ④の金額に基づく特別法人事業税の額		⑦ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	
円		円		円		円		円	
⑩ 法人税等に相当する額(⑥+⑦) ⑧ (①-⑩)の金額 +⑨+⑩+⑪+⑫)									
円		円		円		円		円	
番号	⑭ 上記⑩欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑭+⑮)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑭-⑰)				
	円	円	円	円	円				

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存在しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ③欄及び④欄は、それぞれ②欄及び③欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ⑤欄及び⑥欄は、それぞれ②欄及び③欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

6 ⑦欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

7 ⑧欄及び⑨欄は、⑥欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

8 ⑩欄から⑬欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。

9 ⑭欄の金額(①-⑩)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

10 ⑮欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。

11 ⑰欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

12 ⑱欄の金額(⑭-⑰)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

13 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受益者が委託者から受託した(している)受益者等が存在しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受益者以外の他の受益者が同一の委託者から同一年中に受託した(している)受益者等が存在しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受益者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存在しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受益者が受託した(している)受益者等が存在しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

6 信託財産責任負担債務の額の計算									
① 信託に対する贈与税額(表面③欄の金額)		法人税及び事業税等の額となる価額の計算				⑦ ⑥の価額に基づく法人税の額			
		② 信託に関する権利の価額の合計額(表面①欄の金額)		③ ②の価額に基づく事業税の額		④ ③の金額に基づく旧地方法人特別税の額		⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額(②-③-④-⑤)	
円		円		円		円		円	
⑧ ⑥の価額に基づく事業税の額		⑦ ⑦の金額に基づく地方法人税の額		⑥ ⑥の金額に基づく道府県民税の額		⑤ ⑤の金額に基づく市町村民税の額		⑧ ⑧の金額に基づく旧地方法人特別税の額	
円		円		円		円		円	
⑩ 法人税等に相当する額(⑥+⑦) ⑨ (①-⑩)の金額 +⑪+⑫+⑬+⑭)									
円		円		円		円		円	
番号	⑭ 上記⑩欄の金額	⑮ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑭+⑮)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑭-⑱)				
	円	円	円	円	円				

(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存在しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します。(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)

2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。

3 ③欄及び④欄は、それぞれ②欄及び③欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。

4 ⑤欄及び⑥欄は、それぞれ②欄及び③欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。

5 ⑦欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び③欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する受託者の事業年度が令和元年10月1日以前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。

6 ⑦欄は、⑥欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。

7 ⑧欄は、⑦欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。

8 ⑨欄及び⑩欄は、⑦欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。

9 ⑪欄から⑬欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。

10 ⑭欄の金額(①-⑩)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

11 ⑮欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。

12 ⑱欄は、各信託のうち受益者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。

13 ⑱欄の金額(⑭-⑱)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

14 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受益者が委託者から受託した(している)受益者等が存在しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する受益者以外の他の受益者が同一の委託者から同一年中に受託した(している)受益者等が存在しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受益者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存在しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受益者が受託した(している)受益者等が存在しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に記載します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正後

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書（令和2年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合には、贈与者ごとに作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名	人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称
--	--------	-------------------------

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が贈与税の申告書を提出する場合には、贈与者ごとに作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	贈与者の氏名	人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称
--	--------	-------------------------

1 贈与により取得した財産の明細等										
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在地等	数量	単価	財産の価額	外国税額控除額		
									円	円
1										
2										
3										
4										
5										
▲ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。						合計額	①		②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③		④	
基礎控除後の課税価格に対する税額						⑤				円

1 贈与により取得した財産の明細等										
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在地等	数量	単価	財産の価額	外国税額控除額		
									円	円
1										
2										
3										
4										
5										
▲ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。						合計額	①		②	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額							③		④	
基礎控除後の課税価格に対する税額						⑤				円

第一表の付表二（令和3年分以降用）

第一表の付表二（令和2年分用）

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	⑨ 翌期控除事業税等相当額 (⑦+⑧)	円
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑥-⑩)	⑪ ⑩の価額に基づく法人税の所得割の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額	⑬ ⑩の金額に基づく地方法人税の額	円
⑭ ⑬の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑮ ⑬の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑯ ⑬の金額に基づく特別法人事業税の額	⑰ 法人税等に相当する額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰)	円
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算				
⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額 (⑤×⑳÷①-④)	㉑ 法人税等に相当する額 (⑰の金額)	㉒ 限度額 (⑱の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)		円
4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉓ 基礎控除後の課税価格に対する税額 (⑤の金額)	㉔ 外国税額控除額 (②の金額)	㉕ 控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)	㉖ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑤-②-⑰)	円
				※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。

2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算				
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額	⑧ ⑦の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑨ ⑦の金額に基づく特別法人事業税の額	⑩ 翌期控除事業税等相当額 (⑦+⑧+⑩)
⑪ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑥-⑪)	⑫ ⑪の価額に基づく法人税の所得割の額	⑬ ⑪の価額に基づく事業税の所得割の額	⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額	円
⑮ ⑬の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑯ ⑬の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑰ ⑬の金額に基づく旧地方法人特別税の額	⑱ ⑬の金額に基づく特別法人事業税の額	⑲ 法人税等に相当する額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算				
㉑ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額 (⑤×㉑÷①-④)	㉒ 法人税等に相当する額 (⑲の金額)	㉓ 限度額 (㉑の金額と㉒の金額のうちいずれか少ない方の金額)		円
4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算				
㉔ 基礎控除後の課税価格に対する税額 (⑤の金額)	㉕ 外国税額控除額 (②の金額)	㉖ 控除する法人税等に相当する額 (⑲の金額)	㉗ 差引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑤-②-⑲)	円
				※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。

改正後

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
 - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
 - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
 - (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (3) 「⑨」及び「⑪」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑧」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
 - (4) 「⑫」欄は、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 - (5) 「⑬」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (6) 「⑭」及び「⑮」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (7) 「⑯」欄から「㉑」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「㉒」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉒」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉓」欄の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正前

書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
 - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
 - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
 - (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (3) 「⑨」及び「⑪」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑧」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。）の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
 - (4) 「⑫」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑧」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。

※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日前に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
 - (5) 「⑭」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (6) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (7) 「⑰」欄から「㉑」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「㉒」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉒」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「㉑」欄に転記します。また、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉓」欄の金額については、相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正後

旧相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書

この明細書は、国内（相続税法の施行地をいいます。以下同じです。）に住所を有しない人であって日本国籍を有しない人が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に短期非居住贈与者^(※)から贈与により財産を取得し、その後、その短期非居住贈与者が、①国内に住所を有しなくなった日（以下「出国日」といいます。）から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなったこと又は②出国日から2年を経過したこと（①に該当した場合を除く。）により、贈与税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

1 短期非居住贈与者^(※)に関する事項

国内に住所を有しなくなった直前の住所	
--------------------	--

贈与時の住所	
--------	--

氏名	
----	--

国内に住所を有しなくなった日（出国日）	年 月 日
---------------------	-------

出国日前15年以内に国内に住所を有していた期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
-------------------------	------------------------------

(※) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時に国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち出国日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人（その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。）で、出国日から2年を経過していない人をいいます。

2 上記1の短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合

(注) この場合には、その短期非居住贈与者が再び国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。

再び国内に住所を有することとなった日	年 月 日
--------------------	-------

3 上記1の短期非居住贈与者の出国日から2年を経過した場合（上記2に該当した場合を除く。）

(注) この場合には、その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。

国内に住所を有しなくなった日（出国日）から2年を経過した日	年 月 日
-------------------------------	-------

(備考) 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（以下「提出期間」といいます。）に行うこととされていますが、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に短期非居住贈与者からの贈与により財産を取得した場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、上記の提出期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります（当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。）。

なお、②の場合には、その短期非居住贈与者から取得した国外財産については、贈与税の課税対象外となります。

① その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

② その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した場合（①に該当する場合を除く。） その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

(資5-59-4-A.4統一)(令3.10)

改正前

相続税法第28条第6項又は第7項に規定する場合に該当することとなった場合の明細書

この明細書は、国内（相続税法の施行地をいいます。以下同じです。）に住所を有しない人であって日本国籍を有しない人が短期非居住贈与者^(※)から贈与により財産を取得し、その後、その短期非居住贈与者が、①国内に住所を有しなくなった日（以下「出国日」といいます。）から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなったこと又は②出国日から2年を経過したこと（①に該当した場合を除く。）により、贈与税の申告書を提出する場合に作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

1 短期非居住贈与者^(※)に関する事項

国内に住所を有しなくなった直前の住所	
--------------------	--

贈与時の住所	
--------	--

氏名	
----	--

国内に住所を有しなくなった日（出国日）	年 月 日
---------------------	-------

出国日前15年以内に国内に住所を有していた期間	年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日
-------------------------	------------------------------

(※) 「短期非居住贈与者」とは、贈与の時に国内に住所を有していなかったその贈与をした人であって、その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがある人のうち出国日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える人（その期間引き続き日本国籍を有していなかった人に限ります。）で、出国日から2年を経過していない人をいいます。

2 上記1の短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合

(注) この場合には、その短期非居住贈与者が再び国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。

再び国内に住所を有することとなった日	年 月 日
--------------------	-------

3 上記1の短期非居住贈与者の出国日から2年を経過した場合（上記2に該当した場合を除く。）

(注) この場合には、その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を提出する必要があります。

国内に住所を有しなくなった日（出国日）から2年を経過した日	年 月 日
-------------------------------	-------

(備考) 贈与税の申告は、原則として、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に行うこととされていますが、贈与時に日本国籍を有しない非居住無制限納税義務者に該当した人が短期非居住贈与者からの贈与により財産を取得した場合のその贈与を受けた年分の贈与税の申告は、短期非居住贈与者以外の人からの贈与により取得した財産も含め、その期間ではなく、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間に行う必要があります（当該期間内に提出される申告書は、期限内申告となります。）。

なお、②の場合には、その短期非居住贈与者から取得した国外財産については、贈与税の課税対象外となります。

① その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過する日までに再び国内に住所を有することとなった場合 その短期非居住贈与者が国内に住所を有することとなった日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

② その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した場合（①に該当する場合を除く。） その短期非居住贈与者が出国日から2年を経過した日の属する年の翌年2月1日から3月15日まで

(資5-59-4-A.4統一)(令元.10)

第一表の付表三
(平成30年4月1日以降用)

第一表の付表三
(平成30年4月1日以降用)

改正後

改正前

令和3年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 7

令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 6

提出用

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「」で半角カタカナ、「」は一字分とし、姓と名の欄は一字ずつ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 <small>住宅取得等資金の金額</small>
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 年 月 日
← 父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 上記以外 [5] (注)の欄に記入します		令和 年 月 日
贈与者等資金の合計額 ③2		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「」で半角カタカナ、「」は一字分とし、姓と名の欄は一字ずつ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 <small>住宅取得等資金の金額</small>
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 年 月 日
← 父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 上記以外 [5] (注)の欄に記入します		令和 年 月 日
贈与者等資金の合計額 ③3		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 年 月 日	③4
	平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③5
	住宅資金非課税限度額の残額(③4-③5)	③6
	特別住宅資金非課税 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 年 月 日	③7
	令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③8
	特別住宅資金非課税限度額の残額(③7-③8)	③9
③2のうち非課税の適用を受ける金額		④0
③3のうち非課税の適用を受ける金額		④1
非課税の適用を受ける金額の合計額(④0+④1) (③6の金額と④0の金額の合計額を限度とします。)		④2
④2のうち課税価格に算入される金額(④2-④0)		④3
④3のうち課税価格に算入される金額(④3-④1)		④4

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。
(登記簿番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。)

不動産番号等の明細	不動産番号
□ 土地	
□ 建物	
□ 土地	
□ 建物	
□ 土地	
□ 建物	

第一表の二(令和3年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和3年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A-4統一)(各3.10)

提出用

受贈者の氏名

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「」で半角カタカナ、「」は一字分とし、姓と名の欄は一字ずつ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 <small>住宅取得等資金の金額</small>
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 年 月 日
← 父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 上記以外 [5] (注)の欄に記入します		令和 年 月 日
贈与者等資金の合計額 ③2		
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「」で半角カタカナ、「」は一字分とし、姓と名の欄は一字ずつ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 <small>住宅取得等資金の金額</small>
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日		令和 年 月 日
← 父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 上記以外 [5] (注)の欄に記入します		令和 年 月 日
贈与者等資金の合計額 ③3		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 年 月 日	③4
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③5
	住宅資金非課税限度額の残額(③4-③5)	③6
	特別住宅資金非課税 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 年 月 日	③7
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	③8
	特別住宅資金非課税限度額の残額(③7-③8)	③9
③2のうち非課税の適用を受ける金額		④0
③3のうち非課税の適用を受ける金額		④1
非課税の適用を受ける金額の合計額(④0+④1) (③6の金額と④0の金額の合計額を限度とします。)		④2
④2のうち課税価格に算入される金額(④2-④0)		④3
④3のうち課税価格に算入される金額(④3-④1)		④4

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。
(登記簿番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。)

不動産番号等の明細	不動産番号
□ 土地	
□ 建物	
□ 土地	
□ 建物	
□ 土地	
□ 建物	

第一表の二(令和2年分用)(第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A-4統一)(各2.10)

改正後

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年12月31日
種別	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,000万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項（令和3年4月1日以降は第40条の4の2第8項）の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年12月31日
種別	省エネ等住宅	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 - 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

- (1) 「平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額^㉔」欄
「住宅資金非課税限度額^㉔」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
- 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、令和元年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額^㉕」欄
「特別住宅資金非課税限度額^㉕」欄に記載がある場合で、令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
- 令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の二^㉕欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の二^㉕欄の金額の合計額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入する必要はありません。

改正前

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	～平成27年12月31日	平成28年1月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月15日
種別	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,000万円
	上記以外の住宅	1,000万円	500万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合（注2）〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日
種別	省エネ等住宅	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 - 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

- (1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額^㉔」欄
「住宅資金非課税限度額^㉔」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
- 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額及び令和元年分贈与税の申告書第一表の二^㉔欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額^㉕」欄
「特別住宅資金非課税限度額^㉕」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します（注）。
- 令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の二^㉕欄の金額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入する必要はありません。

改正後

改正前

令和3年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

令和2年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

提出用

贈与税 受付印 受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの横線は「」や半角カタカナ「」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日
フリガナ		
氏名		令和 年 月 日
性別	続柄	
生年月日		
↑ 明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	45
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの横線は「」や半角カタカナ「」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日
フリガナ		
氏名		令和 年 月 日
性別	続柄	
生年月日		
↑ 明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	46
住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	47
平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	令和 年 月 日	48
住宅資金非課税限度額の残額(⑦-⑧)		49
特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	50
令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)	令和 年 月 日	51
特別住宅資金非課税限度額の残額(⑩-⑪)		52
45のうち非課税の適用を受ける金額		53
46のうち非課税の適用を受ける金額		54
非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) <small>(⑨の金額と⑫の金額の合計額を限度とします。)</small>		55
45のうち課税価格に算入される金額(45-53) <small>(⑫に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>		56
46のうち課税価格に算入される金額(46-54) <small>(⑫に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>		57

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。
 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合は下記の記入を省略することができます。

不動産番号等の明細	所 在 地 番 号	地 番	地 積 番 号	不 動 産 番 号
□ 土地	□ 建物	□ 土地	□ 建物	□ 土地
□ 建物	□ 土地	□ 建物	□ 土地	□ 建物
□ 建物	□ 土地	□ 建物	□ 土地	□ 建物

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和3年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。
 (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-5-A4統一)(令3.10)

第一表の三(令和3年分用)(第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

提出用

贈与税 受付印 受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。
 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの横線は「」や半角カタカナ「」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日
フリガナ		
氏名		令和 年 月 日
性別	続柄	
生年月日		
↑ 明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	45
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの横線は「」や半角カタカナ「」は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日
フリガナ		
氏名		令和 年 月 日
性別	続柄	
生年月日		
↑ 明細1 大正2 昭和3 平成4	住宅取得等資金の合計額	46
住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	47
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	令和 年 月 日	48
住宅資金非課税限度額の残額(⑦-⑧)		49
特別住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 年 月 日	50
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)	令和 年 月 日	51
特別住宅資金非課税限度額の残額(⑩-⑪)		52
45のうち非課税の適用を受ける金額		53
46のうち非課税の適用を受ける金額		54
非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) <small>(⑨の金額と⑫の金額の合計額を限度とします。)</small>		55
45のうち課税価格に算入される金額(45-53) <small>(⑫に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>		56
46のうち課税価格に算入される金額(46-54) <small>(⑫に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)</small>		57

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。
 (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-5-A4統一)(令2.10)

第一表の三(令和2年分用)(第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

改正後

改正前

令和3年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

令和2年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者の氏名

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 45

住宅取得等資金の合計額 46

住宅資金非課税限度額(注2) 47

平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 48

住宅資金非課税限度額の残額(47-48) 49

特別住宅資金非課税限度額(注2) 50

令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3) 51

特別住宅資金非課税限度額の残額(50-51) 52

45のうち非課税の適用を受ける金額 53

46のうち非課税の適用を受ける金額 54

非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) 55

45のうち課税価格に算入される金額(45-53) 56

46のうち課税価格に算入される金額(46-54) 57

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。

不動産番号等の明細

受贈者の氏名

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日
取得した財産の所在場所等
住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 45

住宅取得等資金の合計額 46

住宅資金非課税限度額(注2) 47

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 48

住宅資金非課税限度額の残額(47-48) 49

特別住宅資金非課税限度額(注2) 50

令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3) 51

特別住宅資金非課税限度額の残額(50-51) 52

45のうち非課税の適用を受ける金額 53

46のうち非課税の適用を受ける金額 54

非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54) 55

45のうち課税価格に算入される金額(45-53) 56

46のうち課税価格に算入される金額(46-54) 57

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。

不動産番号等の明細

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和3年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和2年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

改正後

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築に係る契約年月日		～令和3年12月31日
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項（令和3年4月1日以降は第29条の2第8項）の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築に係る契約年月日		平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年12月31日
種類	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

(注)1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
 ・平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 ・同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

- (1) 「平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額④」欄
 「住宅資金非課税限度額④」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
 平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、令和元年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額⑤」欄
 「特別住宅資金非課税限度額⑤」欄に記載がある場合で、令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
 令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額及び令和2年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額の合計額）のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

改正前

〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります（注1）。

(1) 下記(2)以外の場合〔住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築に係る契約年月日		～令和3年3月15日
種類	省エネ等住宅（※）	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます（(2)においても同じです。）。

(2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2)〔特別住宅資金非課税限度額〕

新築・取得・増改築に係る契約年月日		平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月15日
種類	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

(注)1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
 ・平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
 ・同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋（中古住宅）を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

〔非課税の適用を受けた金額〕

- (1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額④」欄
 「住宅資金非課税限度額④」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（平成27年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、平成29年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額及び令和元年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額の合計額）
- (2) 「令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額⑤」欄
 「特別住宅資金非課税限度額⑤」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。
 令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額（令和元年分贈与税の申告書第一表の三③欄の金額のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

改正後

改正前

令和00年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4736

令和00年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4735

提出用

提出用

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にし印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	
			数量	単価
住所	所在場所等		令和 年 月 日	
氏名			令和 年 月 日	
続柄			令和 年 月 日	

父[1]、母[2]、祖父[3]、祖母[4]、[1]~[4]以外[5]

明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4]

財産の価額の合計額 (課税価格)	23	
特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	24	
特別控除額の残額 (2,500万円-24)	25	
特別控除額 (25の金額と26の金額のいずれか低い金額)	26	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-26-27)	27	
28の控除後の課税価格 (28-29) 【1,000円未満切捨て】	28	000
28に対する税額 (28×20%)	29	00
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30	
差引税額 (29-30)	31	

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
平成年分	平成年分	
平成年分	平成年分	
平成年分	平成年分	
平成年分	平成年分	

第二表 (令和3年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

整理番号	名簿	届出番号
財産細目コード	確認	

* 欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一) (令3.10)

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にし印を記入してください。
 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	
			数量	単価
住所	所在場所等		令和 年 月 日	
氏名			令和 年 月 日	
続柄			令和 年 月 日	

父[1]、母[2]、祖父[3]、祖母[4]、[1]~[4]以外[5]

明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4]

財産の価額の合計額 (課税価格)	23	
特別控除額の合計額 (最高2,500万円)	24	
特別控除額の残額 (2,500万円-24)	25	
特別控除額 (25の金額と26の金額のいずれか低い金額)	26	
翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-26-27)	27	
28の控除後の課税価格 (28-29) 【1,000円未満切捨て】	28	000
28に対する税額 (28×20%)	29	00
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)	30	
差引税額 (29-30)	31	

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名 (「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
平成年分	平成年分	
平成年分	平成年分	
平成年分	平成年分	
平成年分	平成年分	

第二表 (令和2年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

▲... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

○ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

整理番号	名簿	届出番号
財産細目コード	確認	

* 欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一) (令2.10)

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表） 【一般措置用】

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名		この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。		(令和元年分以降用)	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算					
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円		
② 基礎控除額			1,100,000		
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000		
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）					
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算					
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算					
会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）			円
イ		上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ロ		上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ハ		上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ニ		上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ホ		上記1の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）			00		
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します（相続時精算課税の適用を受ける対象受贈非上場株式等がある場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。					
※	税務署整理欄	入力	確認		

(資5-11-7-A4統一) (令3.10)

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。		(令和元年分以降用)	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算					
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円		
② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）					
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000		
④ ③に対する税額（③×20%）			00		
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算					
① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算					
会社名		株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）			円
イ		上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ロ		上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ハ		上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
ニ		上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の①欄の価額	00		
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00		
(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。					
3 株式等納税猶予税額の合計額 この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。					
① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の③欄）の金額の合計額）			00		
② 暦年課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）			00		
③ 合計（①+②）			00		
(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。					
※	税務署整理欄	入力	確認		

(資5-11-11-A4統一) (令和元)

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【一般措置用】

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。
特定贈与者の氏名		

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。
特定贈与者の氏名		

1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算

① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額	円
② 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（③×20%）	

1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算

① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額	円
② 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）	,000
④ ③に対する税額（③×20%）	00

2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算

① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算

会社名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）			00

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算

① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算

会社名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 _____ _____ _____ 上記1の④欄の価額	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）			00

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

3 株式等納税猶予税額の合計額

この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額の合計額）	00
② 暦年課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）	00
③ 合計（①＋②）	00

(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。

3 株式等納税猶予税額の合計額

この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額の合計額）	00
② 暦年課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）	00
③ 合計（①＋②）	00

(注) ③欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-11-A4統一) (令3.10)
※欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-11-A4統一) (令元.10)
※欄には記入しないでください。

（令和元年分以降用）

（令和元年分以降用）

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表） 【特例措置用】

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表） 【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名		この別表は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。		(令和元年分以降適用)	
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算					
① 各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額					円
② 基礎控除額					1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②）(1,000円未満切捨て)					,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）				00	
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算					
① 会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額の計算					
	会社名	贈与者の氏名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	円	
イ		上記1の④×	イの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ロ		上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ハ		上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ニ		上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ホ		上記1の④×	ホの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）				00	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します（相統時精算課税の適用を受ける特例対象非上場株式等がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相統時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。					

特例経営承継受贈者の氏名		この別表は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。		(令和元年分以降適用)	
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算					
① 各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額					円
② 基礎控除額					1,100,000
③ ②の控除後の課税価格（①-②）(1,000円未満切捨て)					,000
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。）				00	
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算					
① 会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額の計算					
	会社名	贈与者の氏名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）	円	
イ		上記1の④×	イの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ロ		上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ハ		上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ニ		上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
ホ		上記1の④×	ホの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00	
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）				00	
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します（相統時精算課税の適用を受ける特例対象非上場株式等がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相統時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）。					

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-14-A4統一) (令3,10)
※欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-14-A4統一) (令元,10)
※欄には記入しないでください。

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【特例措置用】

Table with 3 columns: Recipient name, Donor name, and a note about the table's use for gifts and inheritance tax calculations.

（令和元年分以降用）

Section 1: Calculation of special share gift tax. Includes rows for total amount, special exemption, tax base, and tax amount.

2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算

Table for Section 2: Calculation of special share gift tax after distribution. Includes a table for company names and values, and a summary row.

3 特例株式等納税猶予税額の合計額

Table for Section 3: Total amount of special share gift tax. Includes rows for inheritance tax and annual tax, and a total row.

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-16-A4統一) (令3.10)

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表） 【特例措置用】

Table with 3 columns: Recipient name, Donor name, and a note about the table's use for gifts and inheritance tax calculations.

（令和元年分以降用）

Section 1: Calculation of special share gift tax. Includes rows for total amount, special exemption, tax base, and tax amount.

2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算

Table for Section 2: Calculation of special share gift tax after distribution. Includes a table for company names and values, and a summary row.

3 特例株式等納税猶予税額の合計額

Table for Section 3: Total amount of special share gift tax. Includes rows for inheritance tax and annual tax, and a total row.

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-16-A4統一) (令元.10)

改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名		贈与者の氏名	
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます ^(注) 。 (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項） <input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）			
(注) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合、次の特例の適用を受けるときは、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。			
<input type="checkbox"/> 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）			
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 経済的利益に係る医療法人			
① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号 医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日		年 月 日	
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限		年 月 日	
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けることは譲渡をすることはありません。			
(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。			
2 経済的利益の明細			
医療法人の持分に係る経済的利益			
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	<input type="checkbox"/> 受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。 経済的利益の価額 a	放棄年月日	年 月 日
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (④の金額を転記します。)	A	00円
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	00円
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (計算明細のe欄の金額を転記します。)	B	00円
* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ）に該当する場合）に使用します。			
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細			
4 医療法人の持分に関する事項			
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日			
年 月 日			
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			
年 月 日			
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	<input type="checkbox"/> 受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。 持分の価額 b	年 月 日	円
② 基金拠出の直前の持分	<input type="checkbox"/> 受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。 持分の価額 c	年 月 日	円
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算			
① 基金として拠出した額			
d 円			
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c - d）			
円			
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）			
円			
④ 医療法人持分税額控除額 (3の④×(②/③) ^(注) の金額) (注) 「②/③」の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の④の金額			
e 円			
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	-	入力 確認
※欄には記入しないでください。 (資5-11-8-A-4統一) (令3-10)			

令和元年分以降用

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名		贈与者の氏名	
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます ^(注) 。 (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項） <input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）			
(注) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合、次の特例の適用を受けるときは、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。			
<input type="checkbox"/> 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）			
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 経済的利益に係る医療法人			
① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号 医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日		年 月 日	
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限		年 月 日	
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けることは譲渡をすることはありません。			
(注) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。			
2 経済的利益の明細			
医療法人の持分に係る経済的利益			
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	<input type="checkbox"/> 受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。 経済的利益の価額 a	放棄年月日	年 月 日
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (④の金額を転記します。)	A	00円
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (④の金額を転記します。)	B	00円
ハ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分税額控除額 (計算明細のe欄の金額を転記します。)	B	00円
* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ）に該当する場合）に使用します。			
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細			
4 医療法人の持分に関する事項			
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日			
年 月 日			
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			
年 月 日			
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	<input type="checkbox"/> 受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。 持分の価額 b	年 月 日	円
② 基金拠出の直前の持分	<input type="checkbox"/> 受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。 持分の価額 c	年 月 日	円
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算			
① 基金として拠出した額			
d 円			
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c - d）			
円			
③ 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）			
円			
④ 医療法人持分税額控除額 (3の④×(②/③) ^(注) の金額) (注) 「②/③」の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の④の金額			
e 円			
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	-	入力 確認
※欄には記入しないでください。 (資5-11-8-A-4統一) (令元-10)			

令和元年分以降用

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
- (1) 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
 - (2) 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
 - (3) 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
- 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）
- なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
 - ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
 - ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 2 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
 - (2) ③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
 - (3) ④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。
- なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。
- 3 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
- 「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 4 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 5 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
 - (2) ⑤欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。
- なお、ロの場合には、放棄の態様（f）又は（g）に応じ、（f）に該当するときは④欄の金額を、（g）に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑤欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑤」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑥」欄に転記します。
- 6 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの（g）に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。
- なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの（f）に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 7 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
 - (2) ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 8 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄の「持分の価額」（b）欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - (2) ②欄の「提出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその提出の年月日を記入し、「持分の価額」（c）欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 9 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
 - (2) ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。
- また、その算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの（g）のB欄に転記します。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
- (1) 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
 - (2) 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
 - (3) 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
- 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）
- なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- イ 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
 - ロ 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
 - ハ 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 2 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
 - (2) ③欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
 - (3) ④欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。
- なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。
- 3 「2 経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
- 「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄の「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 4 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 5 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。
 - (2) ⑤欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。
- なお、ロの場合には、放棄の態様（f）又は（g）に応じ、（f）に該当するときは④欄の金額を、（g）に該当するときは④欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑤欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額⑤」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額⑥」欄に転記します。
- 6 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの（g）に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。
- なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの（f）に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 7 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の提出年月日を記入します。
 - (2) ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 8 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「贈与者による持分の放棄の直前の持分」欄の「持分の価額」欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
 - (2) 「基金拠出の直前の持分」欄の「提出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその提出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 9 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。
 - (2) ④欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。
- また、その算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの（g）のB欄に転記します。

改 正 後

改 正 前

取得した不動産に係る不動産番号等の明細書（相続税・贈与税用）

（新規）

氏 名

この明細書は、次に掲げる場合において、その取得した不動産に係る不動産番号等を記入することにより、その取得した不動産に係る登記事項証明書の添付を省略するときに使用します。
 (注) 登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載のあるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付を省略することができます（その場合、この明細書の提出は不要です。）。

- ① 贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第 1 表に不動産番号を書ききれないとき
- ② 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第 1 表の 2 に不動産番号を書ききれないとき
- ③ 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用を受ける場合（②の住宅取得等資金の非課税と併せて適用する場合は除きます。）
- ④ 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合で、贈与税の申告書第 1 表の 3 に不動産番号を書ききれないとき
- ⑤ 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した相続税法第 19 条第 2 項に規定する特定贈与財産の価額について、相続税の課税価格に加算しない場合

1 適用を受ける特例（適用を受ける特例の□に✓印を記入してください。）

- 贈与税の配偶者控除
- 住宅取得等資金の非課税
- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例
- 震災に係る住宅取得等資金の非課税
- 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した相続税法第 19 条第 2 項に規定する特定贈与財産の価額について、相続税の課税価格に加算しない場合

2 取得した不動産に係る不動産番号等

	不動産 の種類	所在及び地番又は家屋番号 ^(注1)									
		不 動 産 番 号 ^(注2)									
1	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物										
2	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物										
3	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物										
4	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物										
5	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物										

(注) 1 地番・家屋番号は、住居表示番号（○番○号）とは異なりますので、注意してください。
 2 不動産番号欄には、登記事項証明書等に記載されている 13 桁の不動産番号を記入してください。

改正後

改正前

令和3年分贈与税の修正申告書(別表)

令和2年分贈与税の修正申告書(別表)

提出用

提出用

Table 1: 修正前の課税額(第一表) for Heisei 3. Includes rows for special gifts, general gifts, spousal exemption, annual taxable amount, basic exemption, and tax calculation steps 1-10.

Table 1: 修正前の課税額(第一表) for Heisei 2. Includes rows for special gifts, general gifts, spousal exemption, annual taxable amount, basic exemption, and tax calculation steps 1-10.

Table 2: 相続時精算課税分 for Heisei 3. Includes rows for total taxable amount and difference in tax amount.

Table 2: 相続時精算課税分 for Heisei 2. Includes rows for total taxable amount and difference in tax amount.

Table 3: 合計 for Heisei 3. Includes rows for total taxable amount, difference in tax amount, and various tax credits like agricultural, corporate, and special shares.

Table 3: 合計 for Heisei 2. Includes rows for total taxable amount, difference in tax amount, and various tax credits like agricultural, corporate, and special shares.

Table 4: 修正前の課税額(第二表) for Heisei 3. Includes rows for total taxable amount, special exemption, and tax calculation steps 23-31.

Table 4: 修正前の課税額(第二表) for Heisei 2. Includes rows for total taxable amount, special exemption, and tax calculation steps 23-31.

Table 5: 修正申告によって異動した事項 for Heisei 3. Includes a table for recording changes in content and reasons.

Table 5: 修正申告によって異動した事項 for Heisei 2. Includes a table for recording changes in content and reasons.

Footer form for Heisei 3 including tax office name, number, name, and date.

Footer form for Heisei 2 including tax office name, number, name, and date.

*欄には記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)(令3.10)

*欄には記入しないでください。(資5-10-3-1-A4統一)(令2.10)

第二表(令和3年分用)(第三表は、申告書第一表又は第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみ)と一緒に提出してください。

第二表(令和2年分用)(第三表は、申告書第一表又は第二表(相続時精算課税分)について修正申告する場合のみ)と一緒に提出してください。

改正後

改正前

令和3年分贈与税の修正申告書(別表)

令和2年分贈与税の修正申告書(別表)

控
用

控
用

① 修正前の課税額(第一表)

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①								
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②								
配偶者控除額 <small>(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金融のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)</small>	③								
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④								
基礎控除額	⑤								
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人持分税額控除額	⑨								
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩								

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

合計

課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬								
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫))【100円未満切捨て】	⑭								
農地等納税猶予税額	⑮								
株式等納税猶予税額	⑯								
特例株式等納税猶予税額	⑰								
医療法人持分納税猶予税額	⑱								
事業用資産納税猶予税額	⑲								
申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳								

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第二表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額(第一表)」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。							
財産の価額の合計額(課税価格)	㉓								
特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉔								
特別控除額の残額(2,500万円-㉔)	㉕								
特別控除額(㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額)	㉖								
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉖-㉗)	㉗								
㉖の控除後の課税価格(㉓-㉖)【1,000円未満切捨て】	㉘								
㉘に対する税額(㉘×20%)	㉙								
外国税額の控除額	㉚								
差引税額(㉙-㉚)	㉛								

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

① 修正前の課税額(第一表)

特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①								
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②								
配偶者控除額 <small>(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金融のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)</small>	③								
暦年課税分の課税価格の合計額 (①+②-③)	④								
基礎控除額	⑤								
⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)【1,000円未満切捨て】	⑥								
⑥に対する税額	⑦								
外国税額の控除額	⑧								
医療法人持分税額控除額	⑨								
差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩								

相続時精算課税分

相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪								
相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫								

合計

課税価格の合計額 (①+②+⑪)	⑬								
差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫))【100円未満切捨て】	⑭								
農地等納税猶予税額	⑮								
株式等納税猶予税額	⑯								
特例株式等納税猶予税額	⑰								
医療法人持分納税猶予税額	⑱								
事業用資産納税猶予税額	⑲								
申告期限までに納付すべき税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲)	⑳								

② 修正前の課税額(第二表)

特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第二表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額(第一表)」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。							
財産の価額の合計額(課税価格)	㉓								
特別控除額の合計額(最高2,500万円)	㉔								
特別控除額の残額(2,500万円-㉔)	㉕								
特別控除額(㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額)	㉖								
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-㉖-㉗)	㉗								
㉖の控除後の課税価格(㉓-㉖)【1,000円未満切捨て】	㉘								
㉘に対する税額(㉘×20%)	㉙								
外国税額の控除額	㉚								
差引税額(㉙-㉚)	㉛								

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

第二表(令和3年分用) この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第二表(令和2年分用) この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

書きかた等

1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表(以下「修正申告書(別表)」といいます。)(1)修正前の課税額(第一表)及び(2)修正前の課税額(第二表)の各欄並びに申告書第三表(別表の付表)(以下「修正申告書(別表の付表)」といいます。)(1)修正前の非課税額(第一表の二)及び(2)修正前の非課税額(第一表の三)の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一括して提出してください。

(注)修正申告書(別表)の(2)修正前の課税額(第二表)欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。また、修正申告書(別表の付表)の(1)修正前の非課税額(第一表の二)欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、(2)修正前の非課税額(第一表の三)欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。

2 この修正申告書(別表)及び修正申告書(別表の付表)の各欄は、次により記入してください。
(1)修正申告書(別表)の(1)修正前の課税額(第一表)及び(2)修正前の課税額(第二表)の各欄並びに修正申告書(別表の付表)の(1)修正前の非課税額(第一表の二)及び(2)修正前の非課税額(第一表の三)の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

(注)相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書(別表)を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業(修正申告書(別表の付表))を作成してください。これらの場合、(1)修正前の課税額(第一表)欄及び(2)修正申告によって異動した事項欄については、いずれか1枚のみに記入してください。

(2)「修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)「令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)「㉑」欄には、申告書第一表の「㉒」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「㉓」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(4)「㉔」欄には、申告書第一表の「㉕」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「㉖」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
(1)「令和3年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

(1)「令和3年分贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)「令和〇〇年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

7 納付すべき税額(申告書第一表の「㉔」欄の金額)は、修正申告書(申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書(別表)、修正申告書(別表の付表))を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

なお、一時に納付が困難な時は、税務署(徴収担当)にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満 の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限 の翌日から完 納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の 端数切捨て
365						

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。)、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

書きかた等

1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表(以下「修正申告書(別表)」といいます。)(1)修正前の課税額(第一表)及び(2)修正前の課税額(第二表)の各欄並びに申告書第三表(別表の付表)(以下「修正申告書(別表の付表)」といいます。)(1)修正前の非課税額(第一表の二)及び(2)修正前の非課税額(第一表の三)の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一括して提出してください。

(注)修正申告書(別表)の(2)修正前の課税額(第二表)欄及び申告書第二表は、相続時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。また、修正申告書(別表の付表)の(1)修正前の非課税額(第一表の二)欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、(2)修正前の非課税額(第一表の三)欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。

2 この修正申告書(別表)及び修正申告書(別表の付表)の各欄は、次により記入してください。
(1)修正申告書(別表)の(1)修正前の課税額(第一表)及び(2)修正前の課税額(第二表)の各欄並びに修正申告書(別表の付表)の(1)修正前の非課税額(第一表の二)及び(2)修正前の非課税額(第一表の三)の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。

(注)相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書(別表)を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業(修正申告書(別表の付表))を作成してください。これらの場合、(1)修正前の課税額(第一表)欄及び(2)修正申告によって異動した事項欄については、いずれか1枚のみに記入してください。

(2)「修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。

3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。

(1)「令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

(3)「㉑」欄には、申告書第一表の「㉒」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「㉓」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

(4)「㉔」欄には、申告書第一表の「㉕」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「㉖」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
(1)「令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。

(1)「令和2年分贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。

(1)「令和〇〇年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「(修正)」と記入してください。

(2)「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

7 納付すべき税額(申告書第一表の「㉔」欄の金額)は、修正申告書(申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書(別表)、修正申告書(別表の付表))を提出する日までに納付してください。

また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額 10,000円未満 の端数切捨て	×	延滞税の割合 (注)	×	期間(日数) 法定納期限 の翌日から完 納の日まで	=	延滞税の額 100円未満の 端数切捨て
365						

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
・ 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「延滞税特例基準割合」とは、平均貸付割合(各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。)、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

令和3年分贈与税の修正申告書(別表の付表)

令和2年分贈与税の修正申告書(別表の付表)

控
用

控
用

④ 修正前の非課税額(第一表の二)

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	33																		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	34																		
	平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	35																		
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	36																		
	特別住宅資金非課税限度額	37																		
	令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	38																		
	特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39																		
贈与者別の非課税の適用を受ける金額	32のうち非課税の適用を受ける金額	40																		
	33のうち非課税の適用を受ける金額	41																		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41)	42																		
贈与者の課税価格	32のうち課税価格に算入される金額(32-42)	43																		
	33のうち課税価格に算入される金額(33-41)	44																		

⑤ 修正前の非課税額(第一表の三)

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	45																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	46																		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	47																		
	平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48																		
	住宅資金非課税限度額の残額(47-48)	49																		
	特別住宅資金非課税限度額	50																		
	令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	51																		
	特別住宅資金非課税限度額の残額(50-51)	52																		
贈与者別の非課税の適用を受ける金額	45のうち非課税の適用を受ける金額	53																		
	46のうち非課税の適用を受ける金額	54																		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)	55																		
贈与者の課税価格	45のうち課税価格に算入される金額(45-55)	56																		
	46のうち課税価格に算入される金額(46-54)	57																		

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

④ 修正前の非課税額(第一表の二)

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	32																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	33																		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	34																		
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	35																		
	住宅資金非課税限度額の残額(34-35)	36																		
	特別住宅資金非課税限度額	37																		
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	38																		
	特別住宅資金非課税限度額の残額(37-38)	39																		
贈与者別の非課税の適用を受ける金額	32のうち非課税の適用を受ける金額	40																		
	33のうち非課税の適用を受ける金額	41																		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41)	42																		
贈与者の課税価格	32のうち課税価格に算入される金額(32-42)	43																		
	33のうち課税価格に算入される金額(33-41)	44																		

⑤ 修正前の非課税額(第一表の三)

贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	45																		
贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	46																		
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	47																		
	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	48																		
	住宅資金非課税限度額の残額(47-48)	49																		
	特別住宅資金非課税限度額	50																		
	令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	51																		
	特別住宅資金非課税限度額の残額(50-51)	52																		
贈与者別の非課税の適用を受ける金額	45のうち非課税の適用を受ける金額	53																		
	46のうち非課税の適用を受ける金額	54																		
	非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)	55																		
贈与者の課税価格	45のうち課税価格に算入される金額(45-55)	56																		
	46のうち課税価格に算入される金額(46-54)	57																		

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

第三表(別表の付表)(令和3年分用)○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第三表(別表の付表)(令和2年分用)○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

書きかた等

- 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 3 修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和3年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和2年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改正前

書きかた等

- 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 3 修正申告書（別表の付表）の「④修正前の非課税額（第一表の二）」及び「⑤修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
 (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和2年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
 (1) 「令和2年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
 (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。
 (注) 修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改正後

改正前

(削除)

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成21年中に贈与を受けた財産について暦年課税による税額の計算に使用します。

(1) 平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した税務署
()	税務署

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額 (申告書第一表の (①-②) の金額)	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円になります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額 (② $\times \frac{1}{5}$)	③	
(①+③) の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表 (平成15年分以降用)」を使って計算します。)	⑦	
(③-1,100,000円) の金額 【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表 (平成15年分以降用)」を使って計算します。)	⑨	
算出税額 (⑦-⑨) 【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ転記します。)	⑩	

(注) 「贈与税の速算表 (平成15年分以降用)」は申告書第一表 (控用) の裏面に掲載しています。

○この明細書は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(平成21年分用)

改正後

税務署
令和 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所																																		
フリガナ	()																																	
氏 名	電話番号																																	
<p>交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。</p> <p>1 特例適用条文 租税特別措置法 第 条 第 項 震災特例法 第 条 第 項</p> <p>2 譲渡した資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>円</td> <td>譲渡年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3 買い換える（取得する）予定の資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取得資産の 該当条項</td> <td>1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の</td> <td colspan="2"> 第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) </td> </tr> <tr> <td>2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の</td> <td colspan="2">第 号 ()</td> </tr> <tr> <td>取得価額の見積額</td> <td>円</td> <td>取得予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>付 記 事 項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。</p>				所在地				資産の種類	数	量	m ²	譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日	資産の種類	数	量	m ²	取得資産の 該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の	第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅)		2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 ()		取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日	付 記 事 項			
所在地																																		
資産の種類	数	量	m ²																															
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日																															
資産の種類	数	量	m ²																															
取得資産の 該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の	第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅)																																
	2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 ()																																
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日																															
付 記 事 項																																		
関与税理士	電話番号																																	

(資6-8-4-A4統一)
R3.11

改正前

税務署
令和 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所																																		
フリガナ	()																																	
氏 名	電話番号																																	
<p>交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。</p> <p>1 特例適用条文 租税特別措置法 第 条 第 項 震災特例法 第 条 第 項</p> <p>2 譲渡した資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>円</td> <td>譲渡年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>3 買い換える（取得する）予定の資産の明細</p> <table border="1"> <tr> <td>資産の種類</td> <td>数</td> <td>量</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">取得資産の 該当条項</td> <td>1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の</td> <td colspan="2"> 第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) </td> </tr> <tr> <td>2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の</td> <td colspan="2">第 号 ()</td> </tr> <tr> <td>取得価額の見積額</td> <td>円</td> <td>取得予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>付 記 事 項</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。</p>				所在地				資産の種類	数	量	m ²	譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日	資産の種類	数	量	m ²	取得資産の 該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の	第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅)		2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 ()		取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日	付 記 事 項			
所在地																																		
資産の種類	数	量	m ²																															
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日																															
資産の種類	数	量	m ²																															
取得資産の 該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の	第 号 第 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅)																																
	2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 ()																																
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日																															
付 記 事 項																																		
関与税理士	電話番号																																	

(資6-8-4-A4統一)
R2.11

改 正 後

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
① 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改 正 前

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改 正 後

改 正 前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

	税務署長	申請者	住所	〒	
令和__年__月__日提出		フリガナ			電 ()
		氏 名			話

〔租税特別措置法
震災特例法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地		数 量	㎡
資産の種類			
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	取得資産の該当条項	数 量	㎡
	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第__号 第4号 (23区・23区以外の集約地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅)		
	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第__号 (.....)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
印を貼ってください

税務署 受付印	名 簿 番 号

(資6-80-1-A.4統一)
R3.11

税務署受付印

	税務署長	申請者	住所	〒	
令和__年__月__日提出		フリガナ			電 ()
		氏 名			話

〔租税特別措置法
震災特例法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地		数 量	㎡
資産の種類			
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	取得資産の該当条項	数 量	㎡
	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第__号 第6号 (23区・23区以外の集約地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅)		
	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第__号 (.....)		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
印を貼ってください

税務署 受付印	名 簿 番 号

(資6-80-1-A.4統一)
R3.3

改 正 後

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
① 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
② 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改 正 前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改正後

改正前

【令和 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所 (フリガナ) 氏名 (フリガナ) 電話番号 () 職業 関与 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称 所在地等 種類 利用状況 数量

譲渡先の住所 (所在地) 氏名 (名称) 職業 売買契約の日 引き渡した日 登記・登録等の日

【参考事項】 売却理由 代金の受領状況 譲渡価額

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用 費用の種類 購入先・支払先等 購入年月日 購入価額

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ② 円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用 費用の種類 支払先 支払年月日 支払金額

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分 特例適用条文 A 収入金額 B 必要経費 C 差引金額 D 特別控除額 E 譲渡所得金額

○ ここで計算した内容 (買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

【令和 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所 (フリガナ) 氏名 (フリガナ) 電話番号 () 職業 関与 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称 所在地等 種類 利用状況 数量

譲渡先の住所 (所在地) 氏名 (名称) 職業 売買契約の日 引き渡した日 登記・登録等の日

【参考事項】 売却理由 代金の受領状況 譲渡価額

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用 費用の種類 購入先・支払先等 購入年月日 購入価額

取得費 資産の購入価額(※) - 償却費相当額 = ② 円

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用 費用の種類 支払先 支払年月日 支払金額

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分 特例適用条文 A 収入金額 B 必要経費 C 差引金額 D 特別控除額 E 譲渡所得金額

○ ここで計算した内容 (買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

改正後

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合(※)の譲渡所得の計算

※ 買換え(交換・代替)の特例の適用を受けた場合、買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額は、その資産の実際の取得価額ではなく、譲渡(売却)された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。
○ 譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 原則として、総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内(にされた譲渡)による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
○ 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
○ 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法が分かりにくい場合には、税務署にお尋ねください。
○ 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を「2」の2欄に転記してください。

改正前

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換え(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

Table with 7 columns: 買換資産等の所在地等, 種類, 数量, 用途, 契約(予定)年月日, 取得(予定)年月日, 使用開始(予定)日

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

Table with 4 columns: 費用の内容, 支払先住所(所在地)及び氏名(名称), 支払年月日, 支払金額

買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額 ④ 円

(注) 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, F 収入金額, G 必要経費, H 差引金額, J 特別控除額, K 譲渡所得金額

(2) 固定資産の交換(所法58)・取用代替(措法33)の場合

Table with 6 columns: 区分, 特例適用条文, L 収入金額, M 必要経費, N 差引金額, P 特別控除額, Q 譲渡所得金額

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
○ 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。
○ 譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします」欄の区分(短期・長期)ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
○ 原則として、総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内(にされた譲渡)による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
○ 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。
○ 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます。
○ 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができます。
○ 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法が分かりにくい場合には、税務署にお尋ねください。
○ 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を「2」の2欄に転記してください。

改正後

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限に当たっては、裏面を参照して3年以内の譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

○ 平成二十七年一月一日以後相続開始用

○ この特例は、相続財産を相続税の申告期限に当たっては、裏面を参照して3年以内の譲渡した場合に適用されます。特例の内容の詳しいことは、税務署にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名			
被相続人	住所	氏名			
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先	税務署

○ 平成二十七年一月一日以後相続開始用

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地				
種類				
利用状況	数量			
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	①	円	円	円
相続税の課税価格	②	円		
相続税額	③	円		
取得費に加算される相続税額	④	円	円	円

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地				
種類				
利用状況	数量			
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
相続税評価額	①	円	円	円
相続税の課税価格	②	円		
相続税額	③	円		
取得費に加算される相続税額	④	円	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合	3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合																																													
<table border="1"> <tr><td>暦年課税分の贈与税額控除額</td><td>⑤</td><td>円</td></tr> <tr><td>相次相続控除額</td><td>⑥</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続時精算課税分の贈与税額控除額</td><td>⑦</td><td>円</td></tr> <tr><td>小計の額</td><td>⑧</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続税額</td><td>①</td><td>円</td></tr> </table>	暦年課税分の贈与税額控除額	⑤	円	相次相続控除額	⑥	円	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑦	円	小計の額	⑧	円	相続税額	①	円	<table border="1"> <tr><td>算出税額</td><td>①</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額</td><td>②</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>③</td><td>円</td></tr> <tr><td>配偶者の税額軽減額</td><td>④</td><td>円</td></tr> <tr><td>未成年者控除額</td><td>⑤</td><td>円</td></tr> <tr><td>障害者控除額</td><td>⑥</td><td>円</td></tr> <tr><td>外国税額控除額</td><td>⑦</td><td>円</td></tr> <tr><td>医療法人持分税額控除額</td><td>⑧</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>⑨</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続税額</td><td>⑩</td><td>円</td></tr> </table>	算出税額	①	円	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②	円	合計	③	円	配偶者の税額軽減額	④	円	未成年者控除額	⑤	円	障害者控除額	⑥	円	外国税額控除額	⑦	円	医療法人持分税額控除額	⑧	円	合計	⑨	円	相続税額	⑩	円
暦年課税分の贈与税額控除額	⑤	円																																												
相次相続控除額	⑥	円																																												
相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑦	円																																												
小計の額	⑧	円																																												
相続税額	①	円																																												
算出税額	①	円																																												
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②	円																																												
合計	③	円																																												
配偶者の税額軽減額	④	円																																												
未成年者控除額	⑤	円																																												
障害者控除額	⑥	円																																												
外国税額控除額	⑦	円																																												
医療法人持分税額控除額	⑧	円																																												
合計	⑨	円																																												
相続税額	⑩	円																																												

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号
-------	------

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合	3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合																																													
<table border="1"> <tr><td>暦年課税分の贈与税額控除額</td><td>⑤</td><td>円</td></tr> <tr><td>相次相続控除額</td><td>⑥</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続時精算課税分の贈与税額控除額</td><td>⑦</td><td>円</td></tr> <tr><td>小計の額</td><td>⑧</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続税額</td><td>①</td><td>円</td></tr> </table>	暦年課税分の贈与税額控除額	⑤	円	相次相続控除額	⑥	円	相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑦	円	小計の額	⑧	円	相続税額	①	円	<table border="1"> <tr><td>算出税額</td><td>①</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額</td><td>②</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>③</td><td>円</td></tr> <tr><td>配偶者の税額軽減額</td><td>④</td><td>円</td></tr> <tr><td>未成年者控除額</td><td>⑤</td><td>円</td></tr> <tr><td>障害者控除額</td><td>⑥</td><td>円</td></tr> <tr><td>外国税額控除額</td><td>⑦</td><td>円</td></tr> <tr><td>医療法人持分税額控除額</td><td>⑧</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>⑨</td><td>円</td></tr> <tr><td>相続税額</td><td>⑩</td><td>円</td></tr> </table>	算出税額	①	円	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②	円	合計	③	円	配偶者の税額軽減額	④	円	未成年者控除額	⑤	円	障害者控除額	⑥	円	外国税額控除額	⑦	円	医療法人持分税額控除額	⑧	円	合計	⑨	円	相続税額	⑩	円
暦年課税分の贈与税額控除額	⑤	円																																												
相次相続控除額	⑥	円																																												
相続時精算課税分の贈与税額控除額	⑦	円																																												
小計の額	⑧	円																																												
相続税額	①	円																																												
算出税額	①	円																																												
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②	円																																												
合計	③	円																																												
配偶者の税額軽減額	④	円																																												
未成年者控除額	⑤	円																																												
障害者控除額	⑥	円																																												
外国税額控除額	⑦	円																																												
医療法人持分税額控除額	⑧	円																																												
合計	⑨	円																																												
相続税額	⑩	円																																												

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号
-------	------

改 正 後

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
 (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
 (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{取得した交換差金等の額} + (\text{交換取得資産の価額})} \right] \times (\text{取得した交換差金等の額})$$

- ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額} - (\text{代替資産又は買換資産の取得価額})} \right] \times (\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額})$$

- ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{取得した補償金等の額} + (\text{交換取得資産の価額})} \right] \times (\text{取得した補償金等の額})$$

- ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額} + (\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額})} \right] \times (\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額})$$

- ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額} + (\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額})} \right] \times (\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額})$$

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「㉔」の金額）} + (\text{支払代償金})} \right] \times (\text{支払代償金})$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改 正 前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
 (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」～「㉛」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「㉔」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
 (4) 「㉔」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{取得した交換差金等の額} + (\text{交換取得資産の価額})} \right] \times (\text{取得した交換差金等の額})$$

- ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額} - (\text{代替資産又は買換資産の取得価額})} \right] \times (\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額})$$

- ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{取得した補償金等の額} + (\text{交換取得資産の価額})} \right] \times (\text{取得した補償金等の額})$$

- ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額} + (\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額})} \right] \times (\text{特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額})$$

- ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額} + (\text{譲渡した相続財産の譲渡による収入金額})} \right] \times (\text{譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額})$$

- (5) 「㉔」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉔」の金額} = \left[\frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「㉔」の金額）} + (\text{支払代償金})} \right] \times (\text{支払代償金})$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

この欄には
印を
ください

通信日付印の年月日	(確認)		名簿番号
年 月 日			

この欄には
印を
ください

通信日付印の年月日	(確認)		名簿番号
年 月 日			



一団の宅地等の用に供する旨の確約書



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所				
	氏 名				
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額	
		m ²	・ ・	円	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第_____号の</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 </td> </tr> </table> <p>の用に供することを約します。</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅
<ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 					
土地等の 買取り者	住所又は所在地				
	フリガナ				
	氏名又は名称				

譲渡者	住 所				
	氏 名				
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額	
		m ²	・ ・	円	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第_____号の</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 </td> </tr> </table> <p>の用に供することを約します。</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅
<ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 					
土地等の 買取り者	住所又は所在地				
	フリガナ				
	氏名又は名称				

改正後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和____年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

改正前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- 本文中の「令和____年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡) ※ 令和2年3月31日までの譲渡に限ります。	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改 正 後

この欄には
印がないで
ください。 → 通信日付印の年月日 (確認) 年 月 日 名簿番号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

税務署長 令和__年__月__日提出	土地等の 買取り者	住所 又は 所在地 フリガナ 氏 名 又は名称	電 () 話
-----------------------	--------------	--	------------

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項
 ※1 第__号の ※2
・一団の宅地の造成
・一団の住宅の建設
・中高層の耐火共同住宅の建設 を同号に規定する申請書の内容に適合して
 行う旨及びその申請書に基づく同号 ※3
・検査済証
・都道府県知事の証する書類 ※4
 の交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改 正 前

この欄には
印がないで
ください。 → 通信日付印の年月日 (確認) 年 月 日 名簿番号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

税務署長 令和__年__月__日提出	土地等の 買取り者	住所 又は 所在地 フリガナ 氏 名 又は名称	電 () 話
-----------------------	--------------	--	------------

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項
 ※1 第__号の ※2
・一団の宅地の造成
・一団の住宅の建設
・中高層の耐火共同住宅の建設 を同号に規定する申請書の内容に適合して
 行う旨及びその申請書に基づく同号 ※3
・検査済証
・都道府県知事の証する書類 ※4
 の交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事業の名称	
事務所の所在地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事業施行地の面積	
工事完了予定年月日	
その他参考事項	

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改 正 後

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写しを交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改 正 前

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写しを交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改 正 後

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署長 令和__年__月__日提出	申請者 住所又は所在地(電話) () 氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名 (法人の場合)法人番号	〒
		所在地(電話) ()
		名称 代表者又は責任者
	事務所等	
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記		
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称		
やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第__号該当	
	2 上記事由の詳細 _____ _____ _____	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第__号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 _____年__月__日	
当該事業の完成予定	1 着工予定年月日 _____年__月__日	
	2 完成予定年月日 _____年__月__日	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる と見込まれる日(認定を受けようとする日) _____年__月__日	

税務署長 令和__年__月__日提出	申請者 住所又は所在地(電話) () 氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名 (法人の場合)法人番号	〒
		所在地(電話) ()
		名称 代表者又は責任者
	事務所等	
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記		
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称		
やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第__号該当	
	2 上記事由の詳細 _____ _____ _____	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第__号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 _____年__月__日	
当該事業の完成予定	1 着工予定年月日 _____年__月__日	
	2 完成予定年月日 _____年__月__日	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる と見込まれる日(認定を受けようとする日) _____年__月__日	

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

この欄には書かないでください。 →

税務署	通信日付印の年月日(確認)	名簿番号	番号確認
年 月 日			

この欄には書かないでください。 →

税務署	通信日付印の年月日(確認)	名簿番号	番号確認
年 月 日			

改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

この欄には
印がいないで
ください。

通信日付印の年月日 (確認)	年分	名 簿 番 号
年 月 日		

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 住所又は所在地(電話) 氏名又は名称 (法人の場合)法人番号 (法人の場合)代表者氏名	〒	()
		所在地(電話)	()
事務所等 名称 代表者又は責任者	住所又は所在地(電話)	〒	()
	名称		
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。			
記			
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称			
やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細 _____ _____ _____		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※2} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{※3} 項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 _____年____月____日		
当該事業の完成予定年月日等	1 完成予定年月日 _____年____月____日		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 _____年____月____日		

【特定非常災害用】

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 RS.11


改 正 前

この欄には
印がいないで
ください。

通信日付印の年月日 (確認)	年分	名 簿 番 号
年 月 日		

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 令和____年____月____日提出	申請者 住所又は所在地(電話) 氏名又は名称 (法人の場合)法人番号 (法人の場合)代表者氏名	〒	()
		所在地(電話)	()
事務所等 名称 代表者又は責任者	住所又は所在地(電話)	〒	()
	名称		
確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。			
記			
申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称			
やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細 _____ _____ _____		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※2} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{※3} 項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 _____年____月____日		
当該事業の完成予定年月日等	1 完成予定年月日 _____年____月____日		
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 _____年____月____日		

【特定非常災害用】

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 RS.3

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成25年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

1 面

1 面

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

【令和 年分】

名簿番号

名簿番号

提出 枚のうちの

提出 枚のうちの

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)		職業

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)		職業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

関 与 税 理 士 名

(電話)

(電話)

記載上の注意事項

記載上の注意事項

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。
※ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え（代替）の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の5面に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注) 「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(注) 「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

5面

(令和3年分以降用)

(令和2年分以降用)

改正後

改正前

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番	_____
(住居表示)	_____

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m ²	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	売買契約日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m ²				引き渡した日
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権					
	<input type="checkbox"/> その他 ()						

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物			土地	建物
		(住所)	(氏名)	_____	_____
		(住所)	(氏名)	_____	_____

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

住所 (所在地)	_____
氏名 (名称)	_____
職業 (業種)	_____

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

① 譲渡価額	_____ 円
--------	---------

【参考事項】

代金の	1 回目	2 回目	3 回目	未 収 金
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
受領状況	_____ 円	_____ 円	_____ 円	_____ 円

お売りになった理由	<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他 ()
-----------	---	---

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(*)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上位に「種×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(*)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上位に「保×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
- 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(*)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄に記載してください。
- * これらの様式は、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

2 面

名簿番号

1 譲渡（売却）された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡（売却）されましたか。

所在地番	_____
(住居表示)	_____

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡（売却）されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m ²	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	売買契約日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m ²				引き渡した日
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権					
	<input type="checkbox"/> その他 ()						

○ 次の欄は、譲渡（売却）された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物			土地	建物
		(住所)	(氏名)	_____	_____
		(住所)	(氏名)	_____	_____

(3) どなたに譲渡（売却）されましたか。

住所 (所在地)	_____
氏名 (名称)	_____
職業 (業種)	_____

(4) いくらで譲渡（売却）されましたか。

① 譲渡価額	_____ 円
--------	---------

【参考事項】

代金の	1 回目	2 回目	3 回目	未 収 金
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日(予定)
受領状況	_____ 円	_____ 円	_____ 円	_____ 円

お売りになった理由	<input type="checkbox"/> 買主から頼まれたため <input type="checkbox"/> 他の資産を購入するため <input type="checkbox"/> 事業資金を捻出するため	<input type="checkbox"/> 借入金を返済するため <input type="checkbox"/> その他 ()
-----------	---	---

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(*)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上位に「種×××円」と二段書きで記載してください。
- 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(*)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上位に「保×××円」と二段書きで記載してください。
- 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
- 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(*)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄に記載してください。
- * これらの様式は、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

改正後

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	② 取得費	(イ)+(ロ)-(ハ)	円
<input type="checkbox"/> 標準						
円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円						

(3) 取得費を計算します。

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に☑してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

整理欄

改正前

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他		小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	② 取得費	(イ)+(ロ)-(ハ)	円
<input type="checkbox"/> 標準						
円 × 0.9 × _____ × _____ = _____ 円						

(3) 取得費を計算します。

※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」に☑してください。

※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(償却率は1面をご覧ください)。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支払金額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

整理欄

改 正 後

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額は、その資産の実際の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条 案 の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措 法 条 案 の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改 正 前

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・	・	・
		m ²		・	・	・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・	円
		・	円
		・	円
建物		・	円
		・	円
		・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条 案 の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% ^(※)	(② + ③) × 20% ^(※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% ^(※)	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期 長期	措 法 条 案 の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改 正 後

改 正 前

5 面

5 面

現住所 【令和 年分】

フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 名簿番号

現住所 【令和 年分】

フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 名簿番号

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合のみ記載します。

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合のみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日		年	月	日
	死亡の時の住所					
	居住期間 年 月 ~ 年 月					
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	(A)		a m ²	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		m ²	—	—	
	(C)		m ²	—	—	

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日		年	月	日
	死亡の時の住所					
	居住期間 年 月 ~ 年 月					
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分	
被相続人居住用家屋	(A)		a m ²	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	(B)		m ²	—	—	
	(C)		m ²	—	—	

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。
特別対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。
特別対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	b	m ²	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	c	m ²
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	m ²	m ²	m ²	d m ²
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(b \times \frac{a}{a+d} \right) \times \frac{c}{b}$				m ²

一団の土地の面積	b	m ²	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積	c	m ²
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	m ²	m ²	m ²	d m ²
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(b \times \frac{a}{a+d} \right) \times \frac{c}{b}$				m ²

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がある場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がある場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所				
相続の開始の時に おける被相続人居住用家屋 又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—	—	—	—
適用前 譲渡	譲渡年月日	年 月 日			年 月 日	
	譲渡の対価の額	円				

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所				
相続の開始の時に おける被相続人居住用家屋 又はその敷地等の持分	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等	(A) 家屋	(B) 敷地等	(C) 敷地等
	—	—	—	—	—	—
適用前 譲渡	譲渡年月日	年 月 日			年 月 日	
	譲渡の対価の額	円				

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
(令和元年分以降用)

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。
(令和元年分以降用)

改 正 後

改 正 前

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一回の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。
(その他)

【建築物の位置関係等】

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一回の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲渡費用	円	円	円		円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。
(その他)

【建築物の位置関係等】

改 正 後

改 正 前

1 面

1 面

【令和 年分】

【令和 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所(前住所) フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話)

住所(前住所) フリガナ氏名 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

1 所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他収入, 小計), 必要経費又は譲渡要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 収入金額 (譲渡による収入金額, その他収入, 小計), 必要経費又は譲渡要した費用等 (取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計), 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の⑨欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の⑨欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑬欄の金額が同⑬欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

特別適用条文 措法 条の 措法 条の

特別適用条文 措法 条の 措法 条の

整理欄

整理欄

(令和3年分以降用)

(令和2年分以降用)

改正後

改正前

2 面 (計算明細書)

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面1へ	1面4へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面1へ	1面4へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品取引業者等) の名称・所在地等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	..		株(口、円)		円	円	円	..
一般株式等 ・ 上場株式等
一般株式等 ・ 上場株式等
一般株式等 ・ 上場株式等
一般株式等 ・ 上場株式等
合計		一般株式等			1面1へ	1面4へ	1面5へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面1へ	1面4へ	1面5へ	

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品取引業者等) の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	..		株(口、円)		円	円	円	..
一般株式等 ・ 上場株式等
一般株式等 ・ 上場株式等
一般株式等 ・ 上場株式等
一般株式等 ・ 上場株式等
合計		一般株式等			1面1へ	1面4へ	1面5へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面1へ	1面4へ	1面5へ	

改 正 後

改 正 前

1 面

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【令和__年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合) 【令和__年分】

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式)又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

住所(前住所) () フリガナ氏名 () 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ()

住所(前住所) () フリガナ氏名 () 電話番号(連絡先) 職業 関与税理士名(電話) ()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算 (単位:円)

1 所得金額の計算 (単位:円)

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益の計算後の所得金額, 本年分で差し引く特定投資株式に係る繰越損失の金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額) and rows for general shares and special shares.

Table with columns for income types (譲渡による収入金額, 小計, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 小計, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の譲渡損失の金額, 差引金額, 特定投資株式の取得に要した金額の控除, 所得金額, 公開等特定株式の計算, 本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額, 本年分の損益の計算後の所得金額, 本年分で差し引く特定投資株式に係る繰越損失の金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額) and rows for general shares and special shares.

(注) 「上場株式等」の1から5までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を指す(内書)により記載してください。 ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。 ※2 ⑧欄の金額は、「特定(新設)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の欄に、⑧欄の金額を限度として控除します(「公開等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公開等特定株式分」から控除します。)。また、⑧欄の金額が「⑧の金額<⑨の金額」の場合は「一般株式等」の「公開等特定株式分」の⑧欄には⑨の金額を限度として、「⑨の金額<⑧の金額」の場合は「上場株式等」の「公開等特定株式分」の⑧欄には⑧の金額を限度として記載します。 ※3 「一般株式等」の⑧欄の金額は⑧の金額が0又は赤字の場合には⑧の金額を、「上場株式等」の⑧欄の金額は⑨の金額が0又は赤字の場合には⑨の金額を、②欄の5の計算を行わずに記載します。 ※4 ⑩欄、⑪欄及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)で計算した金額に基づき記載します。 ※5 黒字の場合のほか、「一般株式等」の⑩欄の金額が赤字で、特定投資株式による赤字の金額がない場合は、申告書第三表の⑩欄へ0を転記し、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄へ0を転記します。 ※6 ⑪欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑪欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑪欄の金額が同⑪欄の金額から控除されなければならない場合は、税務署にお尋ねください。

(注) 「上場株式等」の1から5までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を指す(内書)により記載してください。 ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。 ※2 ⑧欄の金額は、「特定(新設)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の欄に、⑧欄の金額を限度として控除します(「公開等特定株式分」とそれ以外のものがある場合には、それぞれ先に「公開等特定株式分」から控除します。)。また、⑧欄の金額が「⑧の金額<⑨の金額」の場合は「一般株式等」の「公開等特定株式分」の⑧欄には⑨の金額を限度として、「⑨の金額<⑧の金額」の場合は「上場株式等」の「公開等特定株式分」の⑧欄には⑧の金額を限度として記載します。 ※3 「一般株式等」の⑧欄の金額は⑧の金額が0又は赤字の場合には⑧の金額を、「上場株式等」の⑧欄の金額は⑨の金額が0又は赤字の場合には⑨の金額を、②欄の5の計算を行わずに記載します。 ※4 ⑩欄、⑪欄及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)で計算した金額に基づき記載します。 ※5 黒字の場合のほか、「一般株式等」の⑩欄の金額が赤字で、特定投資株式による赤字の金額がない場合は、申告書第三表の⑩欄へ0を転記し、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄へ0を転記します。 ※6 ⑪欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑪欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑪欄の金額が同⑪欄の金額から控除されなければならない場合は、税務署にお尋ねください。

特例適用条文 措法 条の 措法 条の

特例適用条文 措法 条の 措法 条の

整理欄 (令和3年分以降用) R3.11

整理欄 (令和2年分以降用) R2.11

改正後

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes rows for 源泉口座 and 簡易口座, and a summary row for 合計.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table with columns: ① 特定残株数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額. Includes a row for 株 and a summary row for 合計.

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日: 令和 年 月 日】

Table with columns: 譲渡の時の直前の特定残株数, 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数, 公開等特定株式に該当する株式数.

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①面の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等, ① 所得金額の計算, ② 所得金額, ③ 所得金額の計算. Includes rows for ①A>B and ①A<B, and ②C>D and ②C<D.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table with columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先, 譲渡による収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 取得年月日. Includes rows for 一般株式等, 上場株式等, and a summary row for 合計.

(注) 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 譲渡口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、贈与、相続、遺贈、底組譲渡

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正前

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

Table with columns: 口座の区分, 取引先, 譲渡の対価の額, 取得費及び譲渡に要した費用の額等, 差引金額, 源泉徴収税額. Includes rows for 源泉口座 and 簡易口座, and a summary row for 合計.

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

Table with columns: ① 特定残株数, ② 1株当たりの取得費, ③ 特定投資株式の価値喪失の金額. Includes a row for 株 and a summary row for 合計.

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日: 令和 年 月 日】

Table with columns: 譲渡の時の直前の特定残株数, 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数, 公開等特定株式に該当する株式数.

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、①面の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等, ① 所得金額の計算, ② 所得金額, ③ 所得金額の計算. Includes rows for ①A>B and ①A<B, and ②C>D and ②C<D.

6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

Table with columns: 区分, 譲渡年月日, 譲渡した株式等の銘柄, 数量, 譲渡先, 譲渡による収入金額, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 取得年月日. Includes rows for 一般株式等, 上場株式等, and a summary row for 合計.

(注) 同一銘柄の特定権利行使株式のうち、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいずれかの事由を括弧書きで記載してください。 同条第4項の規定によるみなし譲渡… 譲渡口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等委託の解約、管理等委託の終了、贈与、相続、遺贈、底組譲渡

※2 いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になります。

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	()
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話)

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- 租税特別措置法第41条の19第1項第 号（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
- 旧震災特別法（令和3年法律第11号による改正前の震災特別法をいいます。以下同じです。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ 株	合 計	3②欄へ 株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①-②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特別法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に○してください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特別法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和3年分以降用)

R3.11

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	()
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電話)

1 適用する特例の選択

- 租税特別措置法第37条の13第1項第 号（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- 租税特別措置法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特別法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ 株	合 計	3②欄へ 株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①-②）	株 (マイナスの場合は0と書いてください)
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）又は第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に○してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、その下線部に該当する号数（令和2年4月1日以後に第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）を、なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和2年分以降用)

R2.11

改 正 後

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（令和3年改正前震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + [(\text{前回譲渡後(に)取得した株式の取得費の合計})]}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後(に)取得した株式の株数の合計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改 正 前

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
 株式の分割・・・・・・・・・・分割
 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
 贈与・・・・・・・・・・贈与
 株式の併合・・・・・・・・・・併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
 イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
 ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + [(\text{前回譲渡後(に)取得した株式の取得費の合計})]}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後(に)取得した株式の株数の合計})}$$
 ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

【令和__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所事務所居所など) フリガナ 氏名 電話() 番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参照してください。
なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 資産の利用状況・面積, 居住期間, 譲渡先住所又は所在地, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 費差引(②-③), 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤)

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的・面積, 買換資産の取得(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所又は所在地, 氏名又は名称, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先

関与税理士名 (電話)

税務署 資産課税部門 個人課税部門 整理欄 純損失 (有・無)

(令和3年分以降用)

〔租税特別措置法第41条の5用〕 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

【令和__年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は事業所事務所居所など) フリガナ 氏名 電話() 番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 資産の利用状況・面積, 居住期間, 譲渡先住所又は所在地, 譲渡契約締結日, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 償却費相当額, 費差引(②-③), 譲渡に要した費用, 居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤)

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

Table with columns: 資産の所在地番, 資産の利用状況・利用目的・面積, 買換資産の取得(予定)日, 居住の用に供した(供する見込)日, 買換資産の取得(予定)価額, 買入れ先住所又は所在地, 氏名又は名称, 住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先

関与税理士名 (電話)

税務署 資産課税部門 個人課税部門 整理欄 純損失 (有・無)

(令和2年分以降用)

〔租税特別措置法第41条の5用〕 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥)**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見込)日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和__年分)【租税特別措置法第41条の5用】

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和__年分)【租税特別措置法第41条の5用】

Table with 2 columns: Address (住所) and Name (フリガナ氏名)

Table with 2 columns: Address (住所) and Name (フリガナ氏名)

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(記載例)【国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Main calculation table with 8 rows and 2 columns. Includes items like 'Special calculation basis', 'Separate taxation', 'Benefit calculation', 'Net loss', 'Green/White report', 'Carryover limit', and 'Carryover loss'.

Main calculation table with 8 rows and 2 columns. Includes items like 'Special calculation basis', 'Separate taxation', 'Benefit calculation', 'Net loss', 'Green/White report', 'Carryover limit', and 'Carryover loss'.

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。

(令和3年分以降用)

(令和2年分以降用)

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)(については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類(※)を添付する必要があります。
繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正前

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)(については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年以内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。
2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照)。
3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるものうち次に掲げるものをいいます。

- その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

(注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 買換資産の範囲

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。

- 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。
繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

【令和__年分】

名簿番号

【令和__年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は事業所事務所居所など) フリガナ氏名 電話番号

住所 (又は事業所事務所居所など) フリガナ氏名 電話番号

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って取入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。
なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って取入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

【譲渡した資産に関する明細】

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況面積, 居住期間, 譲渡先住所又は所在地氏名又は名称, 譲渡契約締結日, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 得償却費相当額, 費差引(③-④), 譲渡に要した費用, 特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥).

Table with columns: 合計, 建物, 土地・借地権. Rows include: 資産の所在地番, 資産の利用状況面積, 居住期間, 譲渡先住所又は所在地氏名又は名称, 譲渡契約締結日, 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先, 譲渡した年月日, 資産を取得した時期, 譲渡価額, 取得価額, 得償却費相当額, 費差引(③-④), 譲渡に要した費用, 特定居住用財産の譲渡損失の金額(②-⑤-⑥).

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関与税理士名 (電話)

税務署整理欄 資産課税部門 個人課税部門 純損失(有・無)

(令和3年分以降用)

関与税理士名 (電話)

税務署整理欄 資産課税部門 個人課税部門 純損失(有・無)

(令和2年分以降用)

〔租税特別措置法第41条の5の2用〕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔租税特別措置法第41条の5の2用〕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めするために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額**(㉔)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改 正 前

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めするために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**特定居住用財産の譲渡損失の金額**(㉔)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「**特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

改正後

改正前

整理番号

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和 年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和 年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所(又は事務所、居所など) フリガナ 氏名

住所(又は事務所、居所など) フリガナ 氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

Table with 9 rows: 1. 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 2. 分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額, 3. 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 4. 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額), 5. 本年分の純損失の金額, 6. 本年分が青色申告の場合, 7. 本年分が白色申告の場合, 8. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 9. 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額

Table with 9 rows: 1. 特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額, 2. 分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額, 3. 譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額, 4. 損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額), 5. 本年分の純損失の金額, 6. 本年分が青色申告の場合, 7. 本年分が白色申告の場合, 8. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額, 9. 翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の⑤、⑥の金額の合計額とします。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の⑤、⑥の金額の合計額とします。

(令和3年分以降用)

(令和2年分以降用)

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）。
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

（注）「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書【確定申告書付表】（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類（※）を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

※ 一定の書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。

改 正 前

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

（注）1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、**裏面の計算書**により計算します。

- 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】参照）。
- 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。）
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。）

（注）「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。

詳しくは国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご覧ください。

2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書【確定申告書付表】（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（**裏面の計算書**）など一定の書類を添付する必要があります。

繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】のタックスアンサーをご覧ください。

改正後

改正前

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

（注）※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び租税特別措置法第41条の21第9項各号に定める申告書）の提出年月日を記載してください。

（注）※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

届出書表頭欄：住所、フリガナ、氏名、個人番号、職業、連絡先電話番号、税務署長、提出年月日

届出書表頭欄：住所、フリガナ、氏名、個人番号、職業、連絡先電話番号、税務署長、提出年月日

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。

1 特例適用投資組合契約等の内容

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称、所在地、特例適用投資組合契約等の要件（注）

投資組合の名称、所在地、特例適用投資組合契約等の要件（注）

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1及び2に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

表：内国法人の発行済株式等の総数等のうち占有割合の表

表：内国法人の発行済株式等の総数等のうち占有割合の表

（注）「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

（注）「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

表：譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

表：譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

4 その他参考となる事項

4 その他参考となる事項

関与税理士、電話番号欄

関与税理士、電話番号欄

税務署印欄：通信日付印の年月日、確認、番号確認、身元確認、確認書類

税務署印欄：通信日付印の年月日、確認、番号確認、身元確認、確認書類

改正後

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和__年分】

整理番号

住所、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

Table with 4 columns: 区分, 納税猶予の適用の有無, 国外転出等の日(又は国外転出の予定日), 国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

Table with 3 columns: 区分, 氏名, 住所(又は居所)

Table with 4 columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

Table with 4 columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となります。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和__年分】

整理番号

住所、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

Table with 4 columns: 区分, 納税猶予の適用の有無, 国外転出等の日(又は国外転出の予定日), 国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

Table with 3 columns: 区分, 氏名, 住所(又は居所)

Table with 4 columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

Table with 4 columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となります。

【令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

【令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用】

改正後

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

氏名（贈与者）		氏名（受贈者）						
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡又は譲渡の特例
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	/
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	移転等の日 (. . .)
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	減額・取消
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	移転等の日 (. . .)
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	減額・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						..		
						..		
						..		
計				(A)				

氏名（贈与者）		氏名（受贈者）						
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 譲渡又は譲渡の特例
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	/
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	移転等の日 (. . .)
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	減額・取消
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	移転等の日 (. . .)
						..	総合 (事・譲・譲(後・短)) 分離(一取・上場・売却)	減額・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						..		
						..		
						..		
計				(A)				

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の心の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は譲渡の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の心の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は譲渡の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」+「6のB」）	C	※ ◎は1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用がありません。
--	---	--

《1億円判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」+「6のB」）	C	※ ◎は1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用がありません。
--	---	--

改正後

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

氏名（被相続人）		氏名（相続人等）						
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	/
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したものの（下記③を除く。）								
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	移転等の日 (. . .) 減額・取消
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	移転等の日 (. . .) 減額・取消
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	移転等の日 (. . .) 減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						..		
						..		
						..		
計				(A)				

氏名（被相続人）		氏名（相続人等）						
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	/
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したものの（下記③を除く。）								
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	移転等の日 (. . .) 減額・取消
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	移転等の日 (. . .) 減額・取消
						..	総合 (事・種・譲(長・短)) 分離(一取・上取・売却)	移転等の日 (. . .) 減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						..		
						..		
						..		
計				(A)				

- (注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。
- (注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の金額は、その適用前の金額により計算します。
- (注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- (注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
- (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

- (注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。
- (注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の金額は、その適用前の金額により計算します。
- (注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- (注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
- (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額の合計額 (「5のA」+「6のB」)	◎	※ ◎は1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額の合計額 (「5のA」+「6のB」)	◎	※ ◎は1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

※ 所得税法第 151 条の 5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

※ 所得税法第 151 条の 5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第 151 条の 6 第 1 項 第 号 (所令第 273 条の 2 第 号)	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	--	-----------	-------

遺産分割等の事由	所法第 151 条の 6 第 1 項 第 号 (所令第 273 条の 2 第 号)	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	--	-----------	-------

改正後

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在留期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在留期間」欄について、この場合の国内在留期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。)(以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」の①に記載した対象資産に係る下記⑤に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」の②に記載した対象資産に係る下記⑤に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在留期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在留期間」欄について、この場合の国内在留期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。)(以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」の①に記載した対象資産に係る下記⑤に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」の②に記載した対象資産に係る下記⑤に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

改 正 後

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

(6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記5)に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改 正 前

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

(6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記5)に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改正後

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記⑤に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

改正前

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記⑤に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

改正後

改正前

この欄は
添付しないで
ください

通信日付印の年月日 (確認)		整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

この欄は
添付しないで
ください

通信日付印の年月日 (確認)		整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

税務署長 令和__年__月__日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所 フリガナ 氏名	〒 - (In - - -)
	納税地	〒 - (In - - -)	
納税 管理人	住所	〒 - (In - - -)	
	フリガナ 氏名		

税務署受付印

税務署長 令和__年__月__日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所 フリガナ 氏名	〒 - (In - - -)
	納税地	〒 - (In - - -)	
納税 管理人	住所	〒 - (In - - -)	
	フリガナ 氏名		

所得税法第137条の__第__項^{※1}の適用を受けていますが、同条第__項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の__第__項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

所得税法第137条の__第__項^{※1}の適用を受けていますが、同条第__項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の__第__項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和__年分__税務署 平成・令和__年__月__日提出 氏名__
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和__年__月__日 国外転出・贈与・相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和__年__月__日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 __円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和__年__月__日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 __円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和__年分__税務署 平成・令和__年__月__日提出 氏名__
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和__年__月__日 国外転出・贈与・相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和__年__月__日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 __円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和__年__月__日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 __円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
						円	円

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
						円	円

5 その他参考となる事項

5 その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由^(注 1)又は第 137 条の 3 第 6 項の事由^(注 2)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

(注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）と決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）と決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までにもその相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等（付表 1 及び付表 2 を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 5 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限 欄は、一部確定事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和 3 年 6 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和 3 年 10 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由^(注 1)又は第 137 条の 3 第 6 項の事由^(注 2)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

(注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）と決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます。）と決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までにもその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 5 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限 欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和 2 年 6 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和 2 年 10 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後

改正前

付表 1

納税猶予期限の一部確定する
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の第 項 ^{※1} の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項 ^{※2} の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。	

※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※1)	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※2)	④	円
適用資産等について所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び同法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※3) 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） ④の金額<⑤の金額 場合には、0 と書いてください。	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） ③の金額<⑥の金額 場合には、0 と書いてください。 （100 円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円
--	---	---

(資 6-104-2-A 4 統一) R3.11

○ この付表 1 は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が発生した場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

付表 1

納税猶予期限の一部確定する
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の第 項 ^{※1} の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条 項 ^{※2} の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。	

※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

平成・令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※1)	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※2)	④	円
適用資産等について所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び同法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 ^(※3) 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） ④の金額<⑤の金額 場合には、0 と書いてください。	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） ③の金額<⑥の金額 場合には、0 と書いてください。 （100 円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円
--	---	---

(資 6-104-2-A 4 統一) R2.11

○ この付表 1 は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が発生した場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

Table with 5 columns and 15 rows for tax declaration. Rows include: (1) 納税地, (2) 上記(1)の区分, (3) 上記(1)以外の住所地・事業所等, (4) 氏名, (5) 生年月日, (6) 個人番号, (7) 職業, (8) 屋号, (9) 法施行地外の住所又は居所, (10) 出国(予定)年月日, (11) 帰国予定年月日, (12) 国内で生じる所得内容, (13) 納税管理人の住所, (14) 納税管理人の氏名, (15) その他.

Table with 5 columns and 15 rows for tax declaration. Rows include: (1) 納税地, (2) 上記(1)の区分, (3) 上記(1)以外の住所地・事業所等, (4) 氏名, (5) 生年月日, (6) 個人番号, (7) 職業, (8) 屋号, (9) 法施行地外の住所又は居所, (10) 出国(予定)年月日, (11) 帰国予定年月日, (12) 国内で生じる所得内容, (13) 納税管理人の住所, (14) 納税管理人の氏名, (15) その他.

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

Form for tax processing with checkboxes for '済' (Completed) and '未済' (Not Completed) for various items like '番号確認' and '整理欄'.

Form for tax processing with checkboxes for '済' (Completed) and '未済' (Not Completed) for various items like '番号確認' and '整理欄'.

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改 正 後

改 正 前

..... 税務署 【令和__年分】
 令和__年__月__日提出 名簿番号

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

住 所		関 与 税 理 士	
フリガナ 氏 名	電話番号 ()	()	(電話)

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。
 (注) 登記事項証明書の写しなど不動産番号等の記載があるものを提出いただくことで、登記事項証明書の添付（提出）を省略することもできます（その場合、この明細書の提出は不要です。）。

1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等

No.	不動産 の種類	特例適用 条 文	資 産 の 区 分	所在及び地番又は家屋番号 ^(※1)	
				不 動 産 番 号 ^(※2)	
1	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
2	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
3	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
4	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		
5	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	措・震 条 の	<input type="checkbox"/> 譲渡資産 <input type="checkbox"/> 買換（代替・交換 取得）資産		

(※) 1 地番・家屋番号は、住居表示番号（○番○号）とは異なりますので、注意してください。
 2 不動産番号は、13桁の番号で、登記事項証明書等（例えば、登記事項証明書の表題部の「不動産番号」欄）に記載されています。

2 買換資産等を取得する見込みがあるとして、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしていた場合におけるその申告書の提出状況

提 出 先	税務署	旧 氏 名	
旧 住 所			

(注) 「旧氏名」欄及び「旧住所」欄は、この明細書を提出するときの氏名又は住所が、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をしたときの氏名又は住所と異なる場合に記載してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書

1 使用目的

この明細書は、個人の方が、譲渡所得の特例の適用を受ける場合において、その特例の適用を受ける譲渡した不動産又は買換え等により取得した不動産に係る不動産番号等を記載することにより確定申告書の提出時等に登記事項証明書の添付（提出）を省略するときに、使用するものです。

(注) 法令上、「登記事項証明書」の添付（提出）が規定されているものに限ります。

2 記載要領等

- (1) 「【令和__年分】」には、譲渡所得の特例の適用を受ける申告をする年分を記載します。
- (2) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「不動産の種別」欄及び「資産の区分」欄は、該当するものに対応する口に✓印を記載します。
- (3) 「1 特例の適用を受ける不動産に係る不動産番号等」欄の「特例適用条文」欄は、次の「○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表」等を参考に、該当するもの（租税特別措置法の場合は「措」、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）の場合は「震」となります。）を○で囲んだ上、条項番号を記載します。

○ 登記事項証明書の添付（提出）省略の対象となる主な譲渡所得の特例一覧表

特 例	適 用 条 文
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 31 条の 3
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第 33 条
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	租税特別措置法第 33 条の 3
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（※）	租税特別措置法第 34 条の 3
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第 35 条第 3 項
特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除	租税特別措置法第 35 条の 2
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 36 条の 2
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 37 条
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例	租税特別措置法第 37 条の 5
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第 41 条の 5
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	租税特別措置法第 41 条の 5 の 2

(※) 登記事項証明書に、土地等に係る権利の移転が公告によるものであることを明らかにする表示がある場合に限ります。

(新規)

改正後

改正前

贈与税の納税猶予の継続届出書

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長 千 届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けるため、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭・平・令 年 月 日
贈与者住所	氏名 (年 月 日 生)

- 1 納付すべき贈与税のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、 円
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1-2の金額） 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 _____ に対して
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 _____ に対して
他の推定相続人等 _____ に引き続き使用させています。
- 5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- 6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。（特定貸付けを行っている場合）

【添付書類】

①	農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
②	【特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合】 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書
③	【この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合】 特例農地等の異動の明細書
④	【営農困難時貸付けを行っている場合】 (1) 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 (2) 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑤	【特定貸付けを行っている場合】 (1) 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 (2) 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
年 月 日				

(資12-12-1-A4統)-(令3.12)

※欄は記入しないでください。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長 千 届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けるため、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭 和 年 月 日 平 成 令 和
贈与者住所	氏名 (年 月 日 生)

- 1 納付すべき贈与税のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、 円
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1-2の金額） 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 _____ に対して
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 _____ に対して
他の推定相続人等 _____ に引き続き使用させています。
- 5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- 6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。（特定貸付けを行っている場合）

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書）
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
年 月 日				

(資12-12-1-A4統)-(令3.3)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の贈与に限る。)
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方(特定貸付けの適用を受けている方あっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。))は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときに於ける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設等の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の贈与に限る。)
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方(特定貸付けの適用を受けている方あっては、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。))は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。
- (注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。))。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときに於ける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設等の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正後

改正前

相続税の納税猶予の継続届出書

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長 干 届出者住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第 32 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日	平成・令和 年 月 日
被相続人住所	氏名 (年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予を受けた相続税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) 円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 に対して 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうち都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」のとおりです。(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

【添付書類】

① 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書 (上記5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
② 【特例農地等のうち都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合】 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書
③ 【この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合】 特例農地等の異動の明細書
④ 【営農困難時貸付けを行っている場合】 (1) 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 (2) 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑤ 【特定貸付けを行っている場合】 (1) 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 (2) 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
⑥ 【認定都市農地貸付け等を行っている場合】 (1) 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書 (2) 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認)	猶予整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日			

(資12-12-2-A4統一) (令3.12)

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長 干 届出者住所

氏名 (電話番号)

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第 32 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日	平成 年 月 日
被相続人住所	氏名 (年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予を受けた相続税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) 円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 他推定相続人等 に対して 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうち都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」のとおりです。(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書 (上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書 (特例農地等の異動の明細書)
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書 (特例農地等のうち都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書 (営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書 (営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書 (特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書 (特定貸付けを行っている場合)
- 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書 (認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書 (認定都市農地貸付け等を行っている場合)

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認)	猶予整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日			

(資12-12-2-A4統一) (令3.3)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過することの日にまで、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成 17 年 3 月 31 日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
平成 17 年 4 月 1 日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

- (2) 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日にまで、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は畜舎の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

- (1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過することの日にまで、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成 17 年 3 月 31 日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人 ② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人（平成4年分以降の相続に限る。）
	③ 納税猶予を受けている全ての人
平成 17 年 4 月 1 日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

- (2) 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日にまで、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります（この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。）。

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は畜舎の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正後

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署 受付印 令和 年 月 日 税務署長

干 届出者 住所 氏名 (電話番号)

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第 70 条の 6 第 22 項 基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたので、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 19 項 第 70 条の 6 第 23 項 の規定により届け出ます。

1 贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取付した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者 被相続人 の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項
 (1) 承認申請書の提出年月日 平成・令和 年 月 日
 (2) (1)の承認申請に対する承認年月日 平成・令和 年 月 日
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。

4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項
 (1) 貸付先 (事業施行者)の名称等 住所 名称
 (2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日 貸付期限 令和 年 月 日
 (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				()㎡	有・無
2				()㎡	有・無
3				()㎡	有・無
4				()㎡	有・無
5				()㎡	有・無
6				()㎡	有・無
7				()㎡	有・無
8				()㎡	有・無
9				()㎡	有・無
10				()㎡	有・無
合計				()㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…………… (別添のとおり)

税務署 受付印 令和 年 月 日 税務署長

干 届出者 住所 氏名 (電話番号)

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に 第 70 条の 6 第 22 項 基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたので、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 19 項 第 70 条の 6 第 23 項 の規定により届け出ます。

1 贈与 相続又は遺贈 により特例農地等を取付した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者 被相続人 の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項
 (1) 承認申請書の提出年月日 平成・令和 年 月 日
 (2) (1)の承認申請に対する承認年月日 平成・令和 年 月 日
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。

4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項
 (1) 貸付先 (事業施行者)の名称等 住所 名称
 (2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日 貸付期限 令和 年 月 日
 (3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				()㎡	有・無
2				()㎡	有・無
3				()㎡	有・無
4				()㎡	有・無
5				()㎡	有・無
6				()㎡	有・無
7				()㎡	有・無
8				()㎡	有・無
9				()㎡	有・無
10				()㎡	有・無
合計				()㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…………… (別添のとおり)

※欄は記入しなくてください。

※欄は記入しなくてください。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

※ 通信日付印の年月日 (確認) 整理欄 整理簿番号

※ 通信日付印の年月日 (確認) 整理欄 整理簿番号

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
 (注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
 (例) ・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が令和元年5月27日であれば、継続貸付届出書は毎年5月27日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が令和元年5月27日であれば、承認年月日は、令和元年6月27日となり、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
- 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。
 (注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。
 (例) ・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が令和元年5月27日であれば、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
・(2)の場合
承認申請書を提出した日が令和元年5月27日であれば、承認年月日は、令和元年6月27日となり、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
- 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和 年 月 日
 （令和 年 月 日 ～令和 年 月 日）

(3) 事由の詳細

 ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和 年 月 日
 ※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 _____ %
 (2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和 年 月 日
 （令和 年 月 日 ～令和 年 月 日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

 ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。
 この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。
 イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
 ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限
 なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能などときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和 年 月 日
 （令和 年 月 日 ～令和 年 月 日）

(3) 事由の詳細

 ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和 年 月 日
 ※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 _____ %
 (2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和 年 月 日
 （令和 年 月 日 ～令和 年 月 日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

 ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。
 この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。
 イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
 ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限
 なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能などときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第70条の7の5第6項、70条の7の6第7項又は第70条の7の8第6項の規定により継続届出書を提出する場合において、基準日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
 B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額
 C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第70条の7の5第6項、70条の7の6第7項又は第70条の7の8第6項の規定により継続届出書を提出する場合において、基準日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
 B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額
 C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

住 所	氏名	整理番号

住 所	氏名	整理番号

1 特例認定相続承継会社の株式等の価額等

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額 (注1)	①
特例対象相続非上場株式等の数又は金額	②
特例対象相続非上場株式等の本来の価額 (①×②)	③
相続開始の時ににおける特例認定相続承継会社の純資産額	④

1 特例認定相続承継会社の株式等の価額等

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額 (注1)	①
特例対象相続非上場株式等の数又は金額	②
特例対象相続非上場株式等の本来の価額 (①×②)	③
相続開始の時ににおける特例認定相続承継会社の純資産額	④

2 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する外国会社等 (注2) の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤
--	---

2 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する外国会社等 (注2) の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤
--	---

3 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する特例認定相続承継会社の特別支配関係人 (注3) の株式等の価額	⑥	
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 (相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ(1)に規定する株式等の価額) ※ ⑧欄に掲げる金額を限度とします。	⑦	
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a
間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ
	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ
特別支配関係人の純資産額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ(2)に規定する価額）	⑧	
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ ⑧（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）	⑨	
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$	⑩	

3 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する特例認定相続承継会社の特別支配関係人 (注3) の株式等の価額	⑥	
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ(1)に規定する株式等の価額） ※ ⑧欄に掲げる金額を限度とします。	⑦	
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a
間接所有	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ
	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ
特別支配関係人の純資産額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ(2)に規定する価額）	⑧	
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ ⑧（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）	⑨	
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$ (注4)	⑩	

4 特例対象受贈非上場株式等の価額との調整

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例対象受贈非上場株式等の価額	⑪
納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額 (⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額)	⑫

(資12②-50-A 4 統一) (令3.12)

4 特例対象受贈非上場株式等の価額との調整

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例対象受贈非上場株式等の価額	⑪
納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額 (⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額)	⑫

(資12②-50-A 4 統一) (平30.12)

改 正 後

(裏)

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

この計算書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注 1) 贈与時の特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。
なお、贈与時に特例認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注 2) 「外国会社等」とは、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項に定める医療法人をいいます。

(注 3) 「特別支配関係法人」とは、特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて、この特例認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する第 40 条の 8 第 9 項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

改 正 前

(裏)

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

この計算書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注 1) 贈与時の特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。
なお、贈与時に特例認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注 2) 「外国会社等」とは、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限り、）又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項に定める医療法人をいいます。

(注 3) 「特別支配関係法人」とは、特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて、この特例認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する第 40 条の 8 第 9 項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

改正後

改正前

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 2)

〔 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書 〕

(令和3年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉒	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉓	
	非 課 税 限 度 額 の 計 算		
	住宅資金非課税限度額	㉔	
	平成 27 年分から令和 2 年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉕	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉔-㉕)	㉖	
	特別住宅資金非課税限度額	㉗	
	令和元年分及び令和 2 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 (注)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉗-㉘)	㉙	
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚+㉛)	㉜	
	㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉚)	㉝	
	㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉛)	㉞	

(注) 令和元年分及び令和 2 年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 2)

〔 住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書 〕

(令和2年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉒	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉓	
	非 課 税 限 度 額 の 計 算		
	住宅資金非課税限度額	㉔	
	平成 27 年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㉕	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉔-㉕)	㉖	
	特別住宅資金非課税限度額	㉗	
	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 (注)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉗-㉘)	㉙	
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉚	
	㉓のうち非課税の適用を受ける金額	㉛	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉚+㉛)	㉜	
	㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒-㉚)	㉝	
	㉓のうち課税価格に算入される金額 (㉓-㉛)	㉞	

(注) 令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-3-A 4 統一)

改正後

改正前

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 3)

(震災に係る住宅取得等資金の非課税の
適用を受けている場合の計算明細書)

(令和3年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1		㉔	円
住宅取得等資金の合計額 2		㉕	円
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	㉖	
	平成 27 年分から令和 2 年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額	㉙	
	令和元年分及び令和 2 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 (注)	㉚	
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉙-㉚)	㉛	
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉜	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉝	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉜+㉝)	㉞	
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉞)	㉟	
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉞)	㊱		

(注) 令和元年分及び令和 2 年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

次 業

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 3)

(震災に係る住宅取得等資金の非課税の
適用を受けている場合の計算明細書)

(令和2年分用)

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住宅取得等資金の合計額 1		㉔	円
住宅取得等資金の合計額 2		㉕	円
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	㉖	
	平成 27 年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉗	
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉖-㉗)	㉘	
	特別住宅資金非課税限度額	㉙	
	令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 (注)	㉚	
	特別住宅資金非課税限度額の残額 (㉙-㉚)	㉛	
	㉔のうち非課税の適用を受ける金額	㉜	
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉝	
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉜+㉝)	㉞	
	㉔のうち課税価格に算入される金額 (㉔-㉞)	㉟	
㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕-㉞)	㊱		

(注) 令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成 31 年 4 月 1 日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-4-A 4 統一)